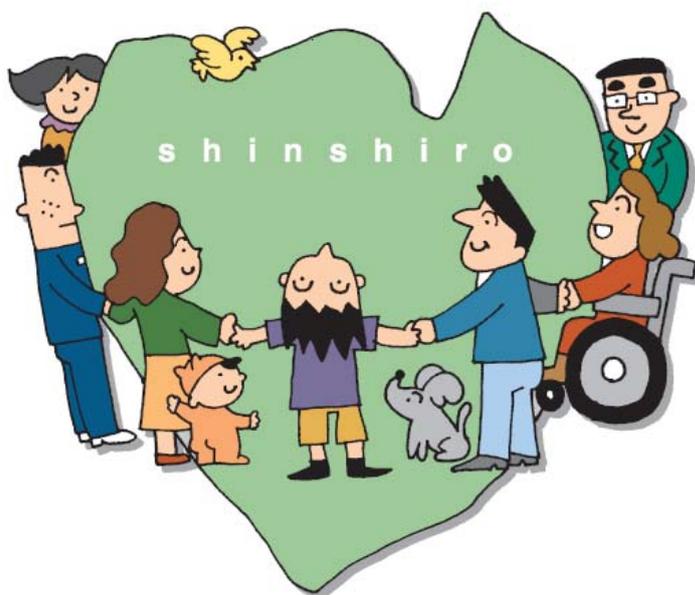


# 新城市男女共同参画プラン

中期(2012~2015)



平成24年 2月

新 城 市

## は　じ　め　に

男女平等の理念に基づき、男女共同参画が大きく叫ばれるようになって早10余年になります。本市のプランも策定から3年を経過し、今回は本市の総合計画の中期計画策定に伴い、また国、県のプランを勘案して中期プラン（2012～2015）を策定しました。

学校での教育、行政からの広報等により、大意は市民の皆様にお伝えしているものの、まだまだ女性の家庭での立場、職場での立場は男性と均等とは言えない部分もあります。また、最近では、ワークライフバランスが重視されています。男性でも女性でも、職場・家庭・地域・個人のバランスを必要視されるようになりました。このことから、男性にとっても、職場を離れたときの生き方を上手に、また、子どもやお年寄りにとっても人権を尊重した生活を営む時代が到来しています。このプランが、男だから、女だからと壁を作らず、人間らしい生き方を模索していただく足がかりになれば幸いです。

最後に、このプラン作成に当たって策定委員の皆様、推進協議会委員の皆様には、大変なご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。また、意識調査にご協力いただきました市民の皆様に、貴重な時間をさいて、ご意見、ご提言をお寄せいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

平成24年2月

新城市長 穂積亮次

# 目 次

第1章 基本方針	P1
計画策定の趣旨	P2
計画の位置づけ	P2
計画の期間	P2
施策の進捗状況の検証及び結果の公表	P2
施策の体系	P3
第2章 基本計画	P5
1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革	P6
1-1 男女共同参画に関する正しい理解の促進	P6
1-2 男性にとっての男女共同参画	P10
1-3 子どもにとっての男女共同参画	P12
1-4 女性や子どもに対する暴力の根絶	P14
1-5 人権の尊重	P18
2 あらゆる分野への社会参画の促進	P21
2-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	P21
2-2 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進	P24
2-3 国際交流・協力の推進	P26
2-4 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進	P29
2-5 地域づくり分野における男女共同参画の推進	P30
2-6 環境分野における男女共同参画の推進	P31
3 就業環境と就業条件の整備	P33
3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進	P33
3-2 女性のチャレンジ支援	P40
3-3 就業環境の改善	P42
3-4 農林・商工など自営業における男女共同参画の推進	P44
4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実	P46
4-1 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	P46
4-2 高齢者の自立支援	P50
4-3 障害者の自立支援	P52
4-4 ひとり親世帯の自立支援	P54
計画の推進	P55
推進体制の充実	P55

第3章 推進施策数値目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P57

第4章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P60

男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・ P61

新城市男女共同参画推進協議会設置要綱・・・・・・・・ P68

新城市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱・・・・ P69

男女共同参画に関する年表・・・・・・・・・・・・・・・・ P70



# 第 1 章 基本方針

計画策定の趣旨

計画の位置付け

計画の期間

施策の進捗状況の検証及び結果の公表

## 計画策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが契機となり着実に進められてきました。平成11年には男女共同参画社会基本法が成立し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題として位置づけられました。

国においては、この基本法に基づき、平成12年12月に第1次男女共同参画基本計画、平成17年12月には第2次男女共同参画基本計画、そして平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が策定され、総合的かつ計画的に施策が進められています。

愛知県においても、国の第3次男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、平成23年3月に「あいち男女共同参画プラン2011-2015 ～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、総合的かつ計画的に施策が進められています。

新城市は、平成20年4月、「市民がつなく 山の湊 創造都市」をテーマとする「第1次新城市総合計画～山の湊しんしろ経営戦略プラン～」を策定しました。この総合計画では、4つの基本戦略のうちの一つである「市民自治社会創造」に向けた施策の中に、男女共同参画社会づくりを位置づけていることから、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画と連動した男女共同参画プランを平成21年2月に策定しました。そして、平成23年4月に第1次新城市総合計画の中期計画を策定したことを踏まえ、また国の第3次男女共同参画基本計画、県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015」の策定を勘案し、今回本市の男女共同参画プランの中期計画を策定するものです。

## 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、本市の最上位計画である新城市総合計画と連動して、本市における男女共同参画社会づくりを促進するための施策や指標などを示すものです。

## 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成31年度までの11年間のうち、平成24年度から平成27年度までの4年間を中期計画とし、長期的な施策の方向性の下で具体的な取り組みを示します。

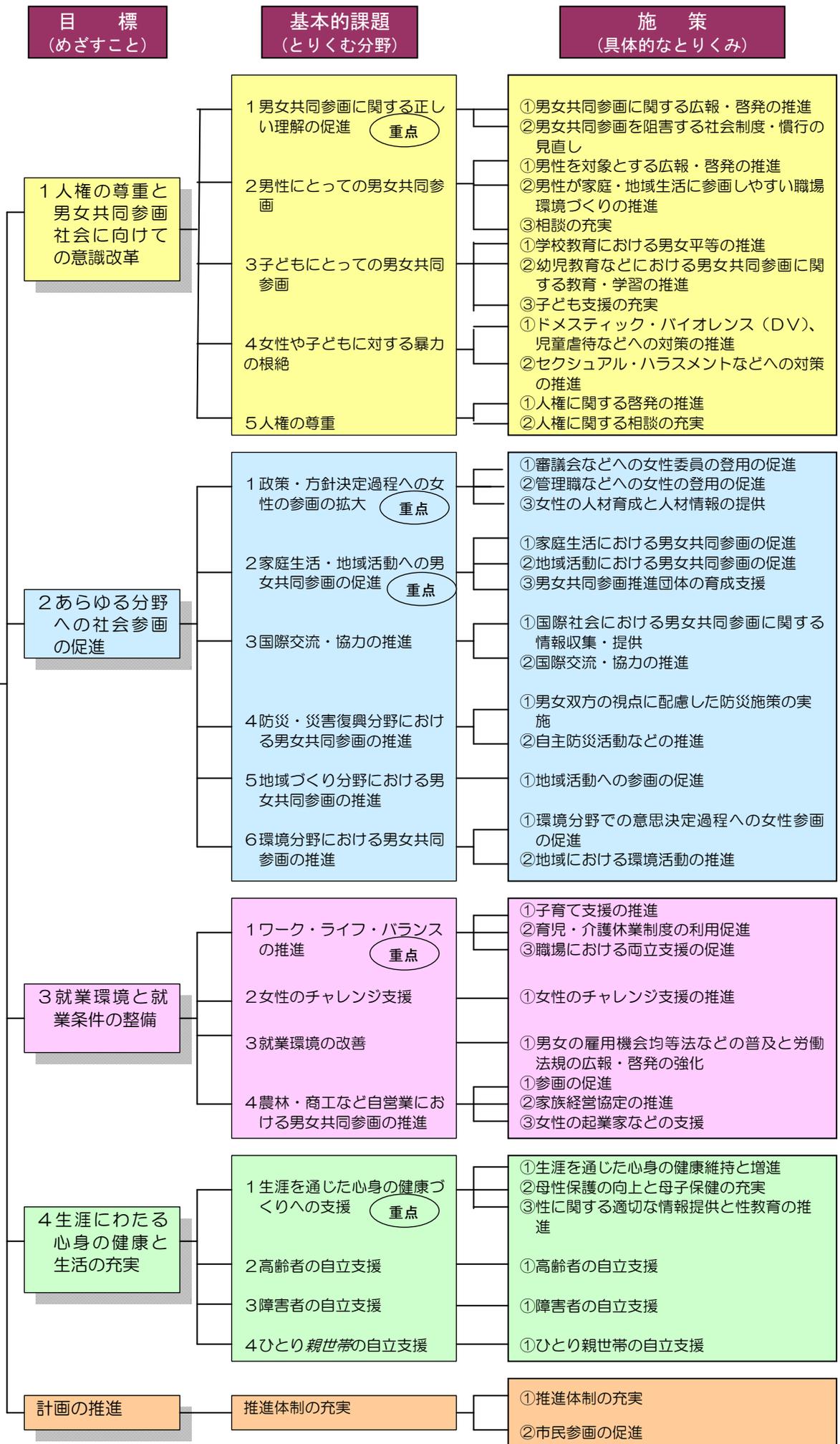
また、推進状況の確認を的確に進めるため、それぞれの最終年次には総合計画、社会情勢などに応じ、推進計画の見直しを行います。

## 施策の進捗状況の検証及び結果の公表

この計画を推進するため、可能な限り数値目標を設定し、その実施状況の検証と評価及びその結果の公表を行います。

# 施策の体系

## 男女共同参画社会の実現







## 第 2 章 基本計画

### 目標（めざすこと）

- 1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革
- 2 あらゆる分野への社会参加の促進
- 3 就業環境と就業条件の整備
- 4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

### 計画の推進

注1) 本文中のグラフなどの比率は、パーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。また、少数意見はパーセントの数値を省略してあります。そのため、パーセントの合計が100パーセントにならないこともあります。

注2) 複数選択が可能な場合は、その項目を選んだ人が、回答者全体のうち、何パーセントなのかという見方をしています。そのため、各項目の比率の合計は通常100パーセントを超えます。

注3) <評価指標>と<数値目標>の  $\nearrow$  または  $\searrow$  は、現状（H22）からの改善を示しています。

注4) 用語解説と男女共同参画に関する年表については、「あいち男女共同参画プラン2011－2015」などを参考にしています。

# 目 標

## 1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革

人々の意識や行動、慣行の中に性別に基づく固定的役割分担意識が根強く残っていることから、男女共同参画が女性だけでなく、あらゆる人々に必要であるという認識が広まるよう一人ひとりの意識向上を図ります。

- 重点
- 1 男女共同参画に関する正しい理解の促進
- 〈基本的課題〉 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 子どもにとっての男女共同参画
- 4 女性や子どもに対する暴力の根絶
- 5 人権の尊重

### 基本的課題1-1 男女共同参画に関する正しい理解の促進

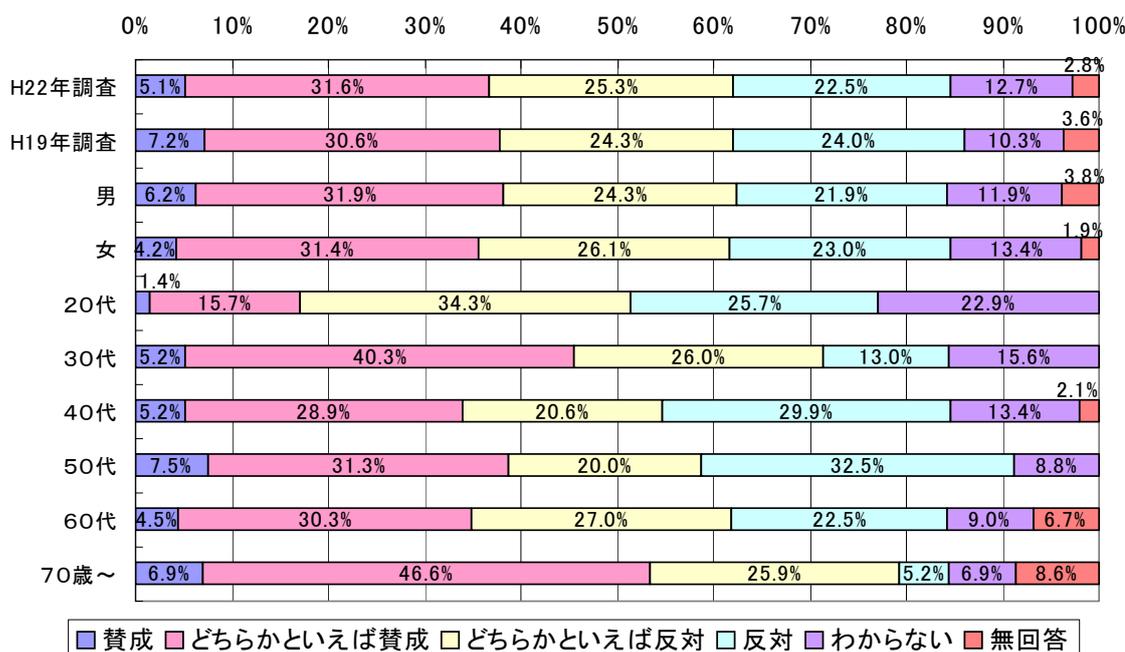
重点

私たちが性別にとらわれず、自分らしい生き方をしようとしても、社会制度や慣行に「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく役割分担が根強く残っています。このため、女性が社会に出て実力を発揮することや、男性が家事・育児・介護などに主体的に関わることは、十分に理解されてきませんでした。

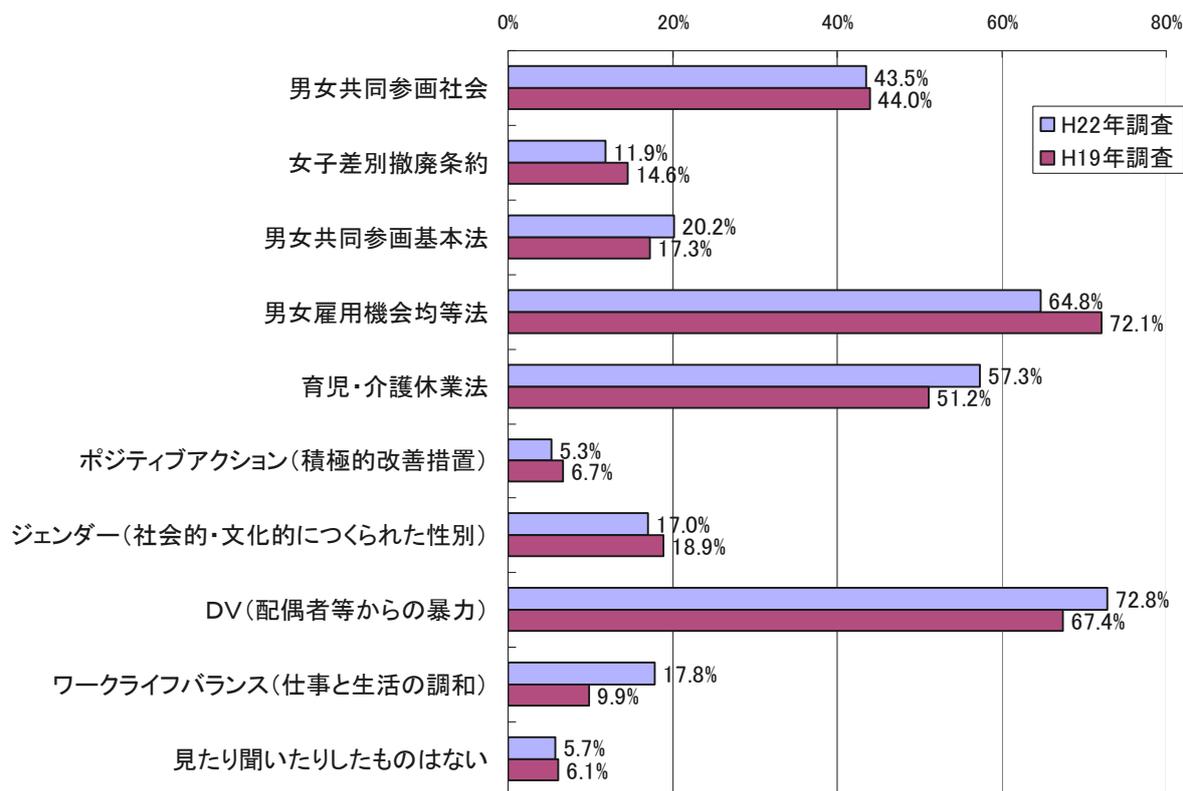
市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意見に「賛成」（賛成+どちらかといえば賛成）と答えた人は36.7%、「反対」（反対+どちらかといえば反対）と答えた人は47.8%となり、まだまだ性別に基づく固定的役割分担意識が残っています。

こうしたことから、一人ひとりが社会制度や慣行の中に固定的役割分担意識が残っていることに気づき、職場、家庭、地域などあらゆる場において、男女が共に責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮し、多様な生き方を実現できるよう、男女共同参画の理解を広めていく広報・啓発活動が必要です。

#### ◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」



◆ 「あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの」



【用語解説】

**ポジティブ・アクション (積極的改善措置)**

男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差異がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことをいう。

**「ジェンダー」(社会的性別)の視点**

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gendar)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見など、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

**ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)**

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のことを指す。

<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H27)	評価方法
男女共同参画社会の周知度	43.5%	↗	男女共同参画に関する 市民意識調査

施策①男女共同参画に関する広報・啓発の推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女共同参画に関する講演会・講座の開催	男女共同参画社会づくりに関する講演会・講座を開催します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 講演会などの参加者満足度 H22 年度目標 70.0% (74.0% 男女共同参画フォーラム) (90.0% 男性の料理教室) H26 年度目標 74.0%以上 講演会等への新参加者数 H26 年度目標 10.0%	秘書広報課
男女共同参画に関する広報・啓発	広報「ほのか」やホームページ、ケーブルテレビなどを通して、男女共同参画に関する情報を提供します。	秘書広報課
男女共同参画関連図書などの充実	男女共同参画関連図書などを充実させ、利用普及に努め、貸し出しを行います。	生涯学習課 秘書広報課
情報誌の発行	男女共同参画に関する情報誌などの発行を検討します。	秘書広報課

施策②男女共同参画を阻害する社会制度・慣行の見直し

具体的な取り組み	内 容	担当課
家庭における固定的役割分担意識の啓発	母子手帳交付時に父の子育て参加を促す冊子を配布し、説明します。	健康課
職場における固定的役割分担意識の啓発	男女の固定的役割分担意識の見直しを国県などのリーフレットなどにより啓発します。	商工課 秘書広報課

### 施策③男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
生涯学習の推進	生涯を通し、各時期に応じた多様な学習の機会を、男女共同参画の視点を取り入れながら提供していきます。 生涯学習推進計画 平成 20 年度策定	生涯学習課

## 基本的課題1-2 男性にとっての男女共同参画

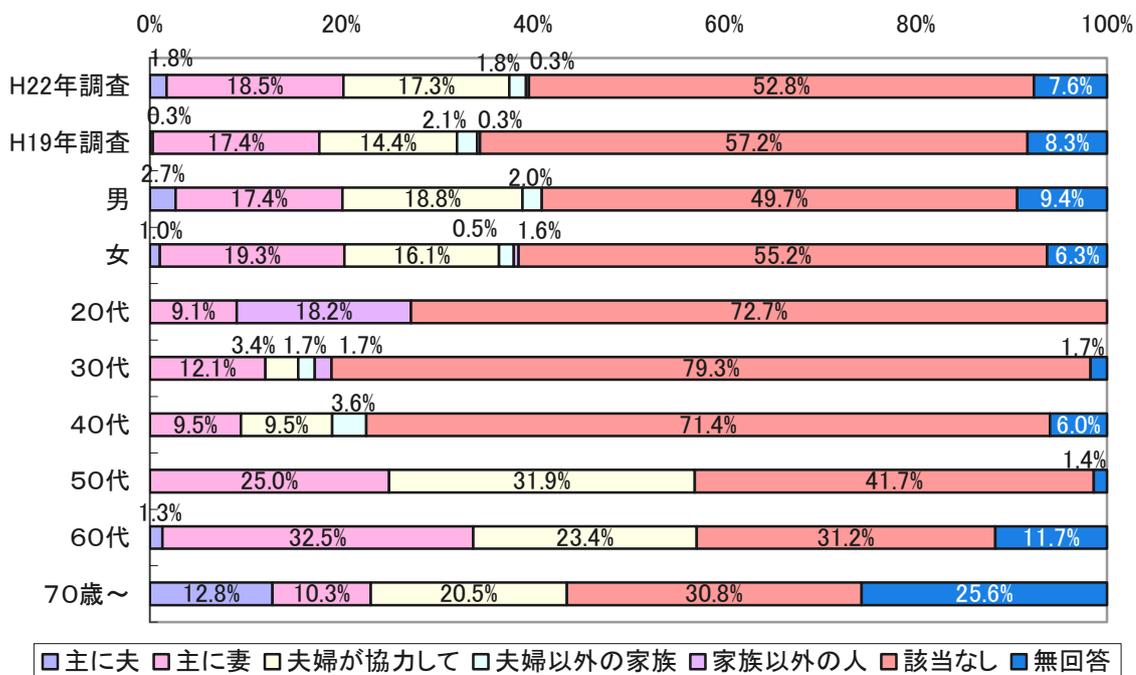
男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい認識を持つことが必要です。男性による介護が増えていることや長時間労働などにより家庭生活・地域活動への参加が出来ない状況にあり、女性だけの課題ではなく、男性にとっても重要な課題です。市民意識調査によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意見に男女別では、男性は「賛成」（賛成+どちらかといえば賛成）と答えた人は38.1%、「反対」（反対+どちらかといえば反対）と答えた人は46.2%、女性は「賛成」（賛成+どちらかといえば賛成）と答えた人は35.6%、「反対」（反対+どちらかといえば反対）と答えた人は49.1%となっています。（P6参照）

また、介護の負担が依然として女性に偏っていますが、「主に夫」と回答した割合が平成19年度と比べて1.5ポイント増えており、年代別に見ると60代、70歳以上の方が回答しています。

このような男女の固定的な役割分担意識は、個人の能力を発揮する妨げになっています。職場、家庭、地域などあらゆる場面で、男女が責任を分かち合い協力することで、それぞれの個性と能力を生かした多様な生き方が可能となり、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会となります。

このことから、女性だけでなく、男性も男女共同参画についての理解を広めていく広報・啓発が必要です。

### ◆介護の役割分担



<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H27)	評価方法
男女共同参画社会の周知度	43.5%	↗	男女共同参画に関する 市民意識調査

施策①男性を対象とする広報・啓発の推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女共同参画に関する講座の開催	男性を対象とした講座を開催します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 参加者満足度 H22 年度目標 70.0% (90.0% 男性の料理教室) H26 年度目標 74.0%以上	秘書広報課
「家庭の日」の啓発	「家庭の日(毎月第3日曜日)」の啓発、普及に努めます。	生涯学習課
「はぐみんデー」の啓発	「子育て応援の日(毎月19日)」の啓発、普及に努めます。	児童課

施策②男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	働き方の見直しや育児・介護休業など仕事と生活の両立を支援する制度等を冊子やちらしでPRします。	商工課 秘書広報課

施策③相談の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
相談事業	男性悩みごと電話相談（月1回）	秘書広報課
	勤労者のための生活相談（月1回）	商工課

## 基本的課題1-3 子どもにとっての男女共同参画

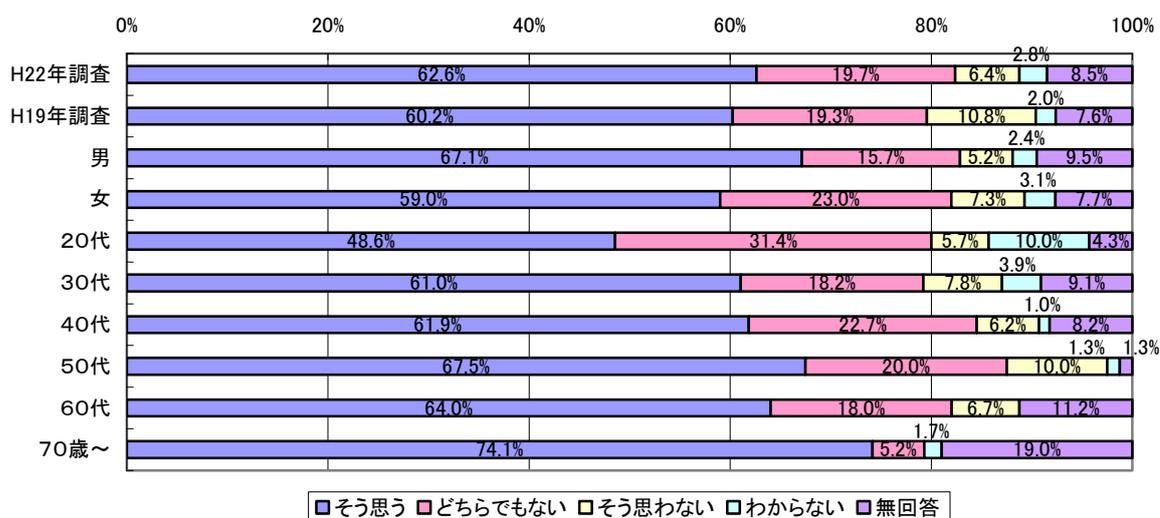
男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画についての正しい認識や自立の意識をもち、一人ひとりの個性と能力を発揮できることが必要です。子どもからの家庭・学校・地域などにおける男女平等を推進する教育や学習は、個性と能力を発揮し、人間性を育むためにも重要な役割を担っています。

市民意識調査によると、子どもの育て方について「男らしく、女らしく育てる」と回答した割合は、「男の子の場合」は62.6%、「女の子の場合」は57.1%となっており、「男らしさ、女らしさ」という考え方がかなり残っています。

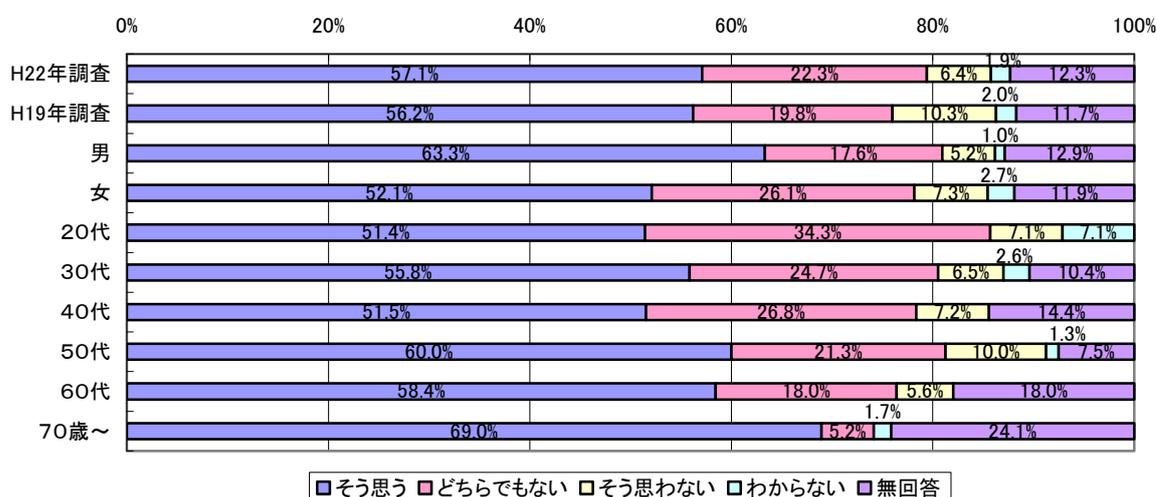
このような男女の固定的な役割分担意識に伴う行動、言動は無意識のうちに子どもに受け継がれてしまうため、教職員や保護者に対して、男女共同参画意識が定着するための研修や啓発を行うことが必要です。

さらに、学校教育のあらゆる場で、男女共同参画に関する実践的・体験的な学習を推進し、子どもたちの個性と能力が発揮できる教育を推進することが必要です。

### ◆「子どもの育て方・男らしく女らしく育てる－男の子の場合」



### ◆「子どもの育て方・男らしく女らしく育てる－女の子の場合」



<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H27)	評価方法
学校教育の場での平等感	54.6%	↗	男女共同参画に関する 市民意識調査

施策①学校教育における男女平等の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
家庭・地域への働きかけ	男女の平等、相互の理解・尊重・協力についての指導をさまざまな教育活動を通して実施する。開かれた学校づくりを推進するとともに、男女共同参画意識の浸透に向けて、家庭・地域に働きかけを行います。	学校教育課
進路指導の充実	自主的・実践的な体験活動を通して、人間として自己のあり方や生き方について、自ら考える力の育成を図り、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけられるよう、進路指導の充実に努めます。	学校教育課
教職員の研修・保護者への啓発	発達段階に応じて、個人の尊厳や男女平等に関する教育を実施する。学級活動や生徒会活動、学校行事において、一人ひとりの個性・能力を伸ばし認め合う教育活動を推進します。	学校教育課

施策②幼児教育などにおける男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
教職員・保育士などへの学習・研修の充実	子どもの個性を尊重し、伸ばすことができるよう保育士などの学習・研修を充実します。	学校教育課 児童課

施策③子ども支援の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
新城版こども園の創設	すべての子どもが自らのペースで育つことを認められ、支えられ、自尊感情を抱くことができ、他人を尊重できる心を持つことができるよう新城版こども園の創設を検討しています。 平成25年度創設予定	総合政策部

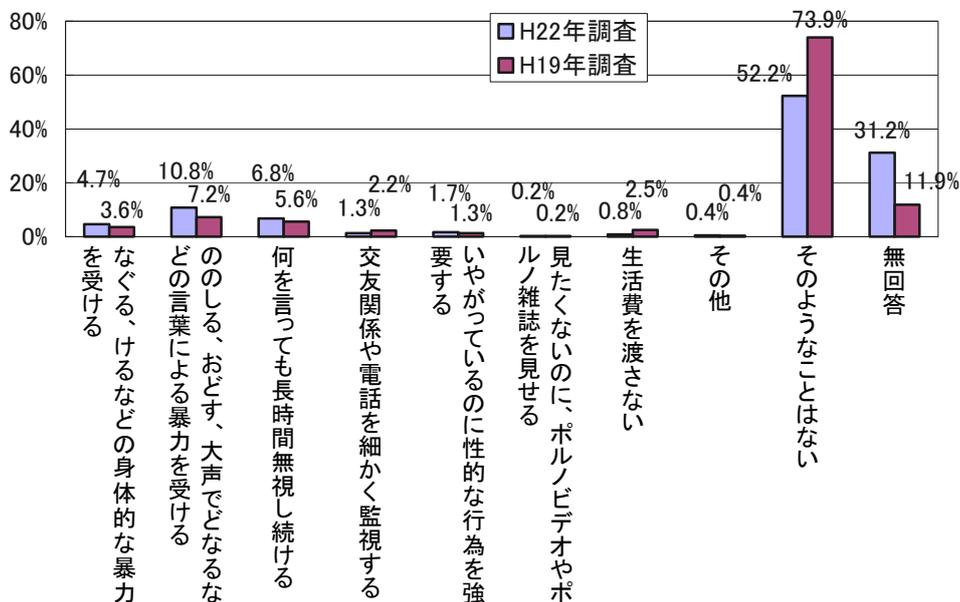
## 基本的課題1-4 女性や子どもに対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）※やセクシュアル・ハラスメントなどは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。暴力は、その対象の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、性別に関わる固定的役割分担意識や男女の置かれている状況などに根ざした社会構造が背景にあり、厳正に対処していく必要があります。

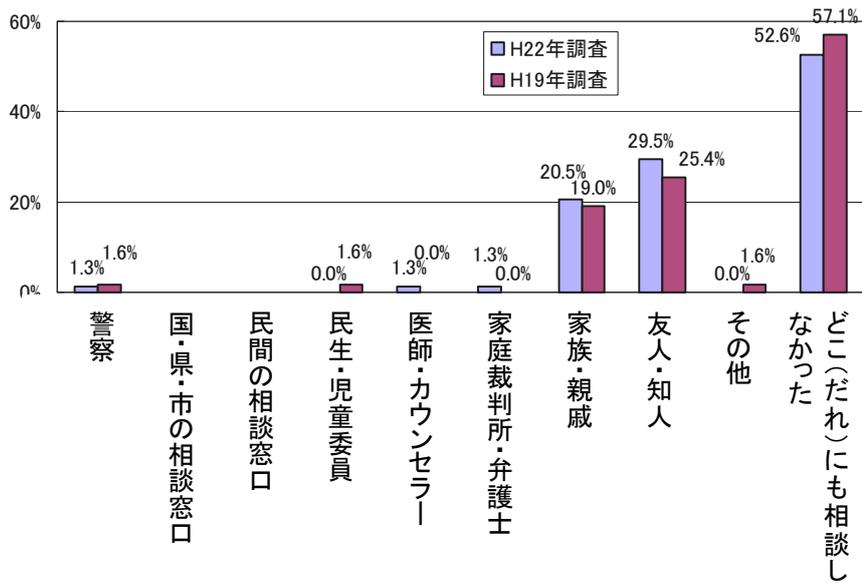
市民意識調査によると、配偶者などからの暴力を受けた経験のある人（全体から「そのようなことはない」＋「無回答」を除いた割合）は16.6%となっています。また、その内の52.6%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。

配偶者などからの暴力を防止し、被害者の保護を図るために、関係機関が相互に連携することが必要です。また、相談窓口を明確にし、相談しやすい環境を整備する必要があります。同様に、児童虐待についても予防、発見、事後まで、切れ目のない対応を、関係機関と連携し図っていくことが必要です。セクシュアル・ハラスメントは、不快な嫌がらせにとどまらず、個人の尊厳に関わる人権侵害です。セクシュアル・ハラスメントの防止についての啓発・情報提供を進め、男女ともにその能力が十分発揮される環境づくりが必要です。

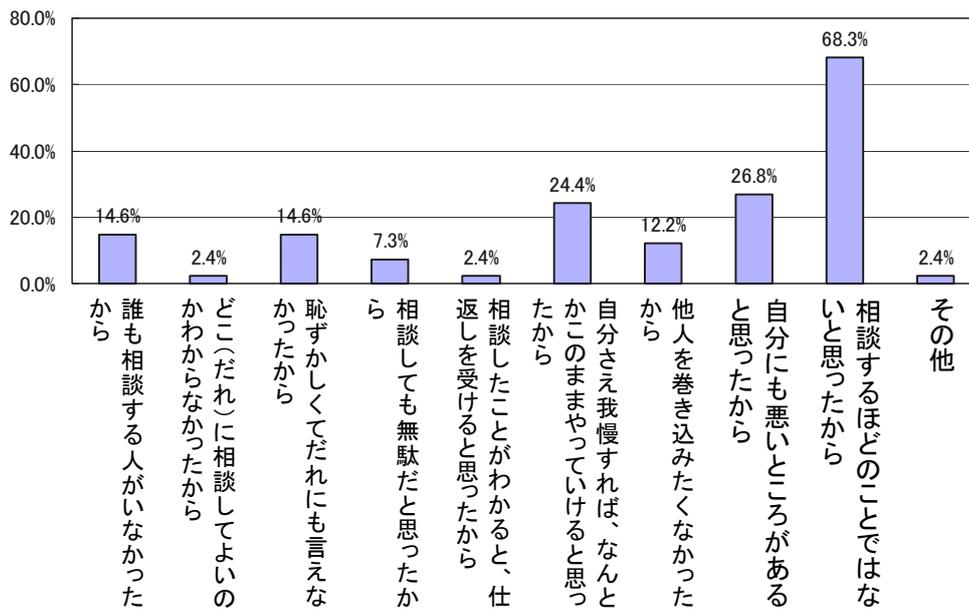
◆配偶者や恋人から暴力（DV）を受けた経験のある人の割合



◆配偶者や恋人からの暴力（DV）に対する相談先



◆どこ（だれ）にも相談しなかった理由



【用語解説】

ドメスティック・バイオレンス (DV)

「ドメスティック・バイオレンス (DV)」は直訳すると「家庭内暴力」であるが、一般的には夫・パートナーや恋人からの女性に対する暴力であり、法律上の婚姻の有無を問わず、親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的・心理的暴力を指す。法律上は「配偶者からの暴力」という言葉を使用し、配偶者からの身体に対する暴力又は精神的暴力のことをいう。なお、「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方(事実婚を含む)のみでなく、離婚した元配偶者(事実婚にあった者を含む)も含まれる。「ドメスティック・バイオレンス」と「配偶者からの暴力」では、示す意味が微妙に異なっているが、夫から妻に対する暴力という意味で、ほぼ同じように使用することがある。

<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H27)	評価方法
DV を受けた経験のある方の割合	13.4%	↘	男女共同参画に関する 市民意識調査
DV の経験のある方で「どこ(だれ)にも相談していない」と回答した割合	52.6%	↘	男女共同参画に関する 市民意識調査

施策①ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待などへの対策の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
DV 被害防止の啓発	より DV 被害を防止するため、広報紙や啓発冊子などで広く市民に啓発を行います。	児童課
相談事業	家庭児童相談員(母子自立支援員)を置き、DV 被害や児童虐待についての相談に当たります。	児童課
	人権行政相談	市民保険課
	女性悩みごと電話相談	秘書広報課
被害者の保護・支援	新城設楽福祉相談センター・愛知県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)・医療機関・警察との連携を図り、対応していきます。	児童課
	DV 被害者及びその子どもへのカウンセリングの実施について検討していきます。	児童課
相談担当者の資質向上	相談担当者研修会に積極的に参加し、二次的被害を与えることのないよう担当者の資質向上に努めていきます。	児童課 秘書広報課
児童虐待の防止と対応	児童虐待の予防、発見、事後まで、切れ目のない対応ができるよう、新城市要保護児童対策地域協議会を中心に新城設楽児童・障害者相談センターなど関係機関との連携強化を図っていきます。	児童課
児童虐待防止の啓発	広報紙や啓発冊子などで児童虐待防止の啓発や研修会に積極的に参加します。	児童課

施策②セクシュアル・ハラスメントなどへの対策の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
セクシュアル・ハラスメントなどに関する啓発	啓発冊子などを通して広く啓発を行います。	商工課 秘書広報課
市役所におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関する啓発	全職員に「さわやかマナーしんしろの趣旨を徹底させ、セクシャル・ハラスメント防止などの啓発を行います。	人事課

## 基本的課題1-5 人権の尊重

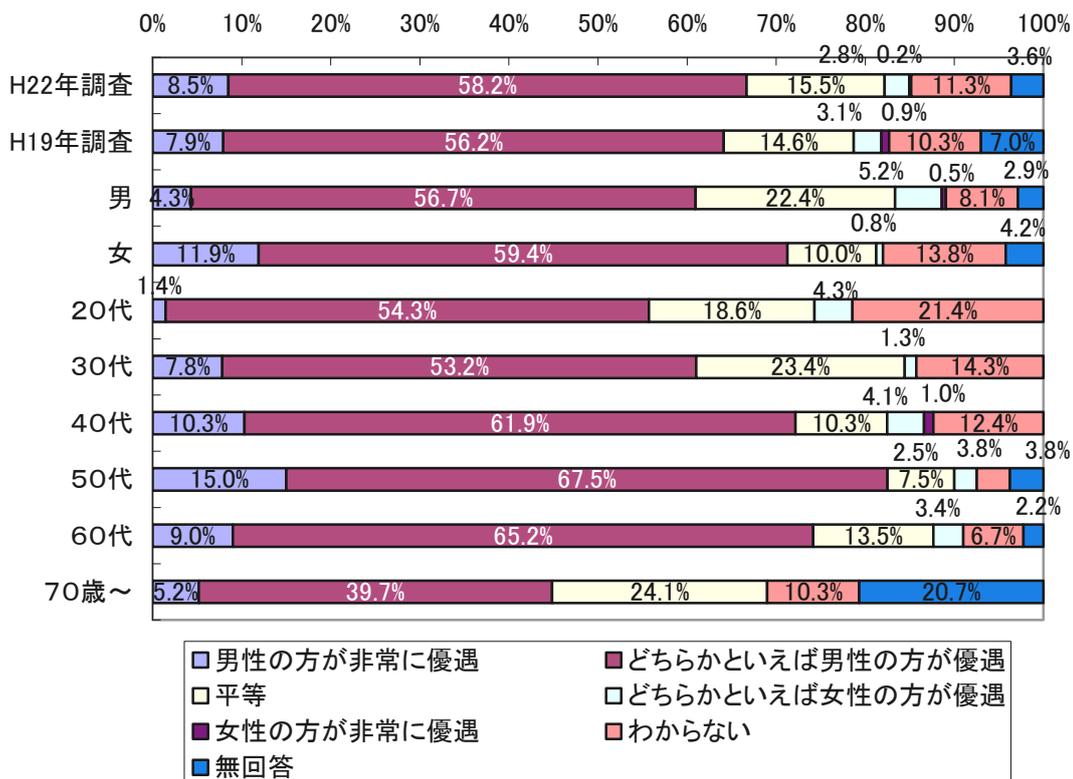
人権の尊重と男女平等に関する認識は高まってきていますが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく役割分担の要素が、今もなお根深く残っています。男女共同参画社会は、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思で生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、人権の尊重や男女平等の基本となる必要不可欠なものです。

しかしながら、市民意識調査によると、「社会全体で男女の地位は平等になっていますか」という質問に対して、「平等」と答えた人は、国の調査（平成21年度）では23.2%であるのに対し、本市は15.5%であり、全国平均より低い結果となっています。

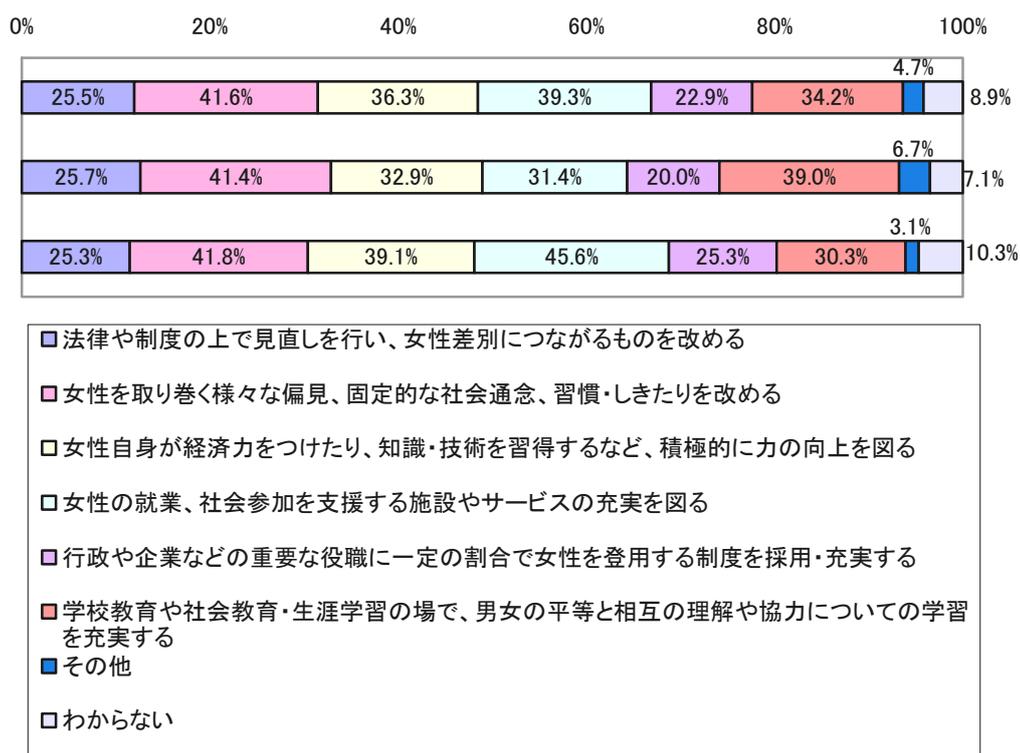
また、情報通信技術の発達により大きな影響力を持つメディアの情報の中にも、男女の不平等や性別役割分担を助長するような内容・表現が含まれているものがあり、そのような情報が、市民の意識に不適切な影響を及ぼすことも懸念されます。

こうしたことから、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築くため、男女平等の人権教育・啓発活動を推進することが必要です。

### ◆「社会全体での男女の地位の平等感」



◆「男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うこと」



<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H27)	評価方法
社会全体における男女の地位の平等感	15.5%	↗	男女共同参画に関する 市民意識調査

施策①人権に関する啓発の推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
講演会・講座の開催	人権や女性問題に関する講演会・講座を開催します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 講演会などの参加者満足度 H22 年度目標 70.0% (74.0% 男女共同参画フォーラム) H26 年度目標 74.0%以上 講演会等への新参加者数 H26 年度目標 10.0%	秘書広報課
広報などにおける男女平等の表現の周知	市が作成する広報などについては、偏った性の表現や固定的な役割分担を意識した表現を使用しないよう国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」などを活用します。	秘書広報課

施策②人権に関する相談の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
相談事業	人権相談を実施します。	市民保険課
	女性悩みごと電話相談を実施します。	秘書広報課
	男性悩みごと電話相談を実施します。	秘書広報課
	女性弁護士による相談を実施します。	秘書広報課



# 目 標

## 2 あらゆる分野への社会参加の促進

性別による固定的役割分担意識は、社会の様々な分野に及んでいることから、家庭・地域・行政などのあらゆる分野に男女が参画し、認め合い、支え合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会づくりをめざします。

### <基本的課題>

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進
- 3 国際交流・協力の推進
- 4 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進
- 5 地域づくり分野における男女共同参画の推進
- 6 環境分野における男女共同参画の推進

重点

重点

### 基本的課題2-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点

男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定の場への参画が促進されることが重要です。

新城市の政策・方針を決定する審議会などにおける女性委員の登用状況は、平成23年4月1日現在、24.7%、行政委員会委員の女性登用状況は13.6%、その他（規則・要綱）機関の女性登用状況は26.1%で、平均すると24.9%という状況です。また、新城市の一般行政職の管理職（課長相当職以上）における女性の登用状況は、2.9%となっています。

豊かで魅力ある社会を築いていくためには、男女の意見をバランスよく政策・方針決定の場へ反映させることが重要です。そのためには、市政に参画できる女性の人材発掘や育成に積極的に取り組むことが必要です。また、企業・団体においても、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）\*の推進など男女雇用機会均等法の啓発を図ることも重要です。

#### ◆男女共同参画の推進状況（平成23年4月1日）

項 目	新城市	新城市 平均	名古屋市を 除く市計	愛知県	国
審議会など（法令・条例 設置）委員の女性登用状 況	24.7%	24.9%	25.1%	36.0%	32.4%
行政委員会委員の女性登 用状況	13.6%		12.5%		
その他（規則・要綱）機 関の女性登用状況	26.1%				

◆市役所における管理職の在職状況（平成 23 年 4 月 1 日）

管理職					
総数 (人)	うち女性管 理職数(人)	女性比率 (%)	うち一般行政職		
			管理職総数 (人)	うち女性管 理職数(人)	女性比率(%)
112	14	12.5	69	2	2.9

【用語解説】

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

7ページ参照

<評価指標>

指 標	現 状 (H23)	目 標 (H27)	評価方法
審議会などへの女性委員の 登用割合	24.9%	30.0%	登用調査

施策①審議会などへの女性委員の登用の促進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
審議会などへの 女性委員の登用 促進	審議会などへの女性委員の登用割合を平成 27 年 度末までに 30.0%とします。また、毎年度定期 的に達成状況を公表していきます。 ＜数値目標＞ 審議会などへの女性委員の登用割合 H22 年度目標 30.0% (24.9%) H27 年度目標 30.0%	全 課

施策②管理職などへの女性の登用の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女間格差のな い人事管理の推 進	「新都市人材育成基本方針」に基づき、採用・昇 任・配置・評価など人事管理上のすべての場面で、 男女間の格差や、先入観・偏見による運用がされ ないようにし、職員個人が持つ能力の積極的な活 用を図ります。	人事課

施策③女性の人材育成と人材情報の提供

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
講座・研修会の開催	地域のリーダーとして参画できる人材を育成するため、講座や研修会を開催します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 講座の参加者満足度 H22 年度目標 70.0% (74.0%) H26 年度目標 70.0%	秘書広報課
人材バンクの登録	女性人材バンク制度を実施し、市政に参画できる人材の情報を収集し、情報提供します。	秘書広報課
人材育成セミナーへの市民派遣	市政に参画できる人材を育成するため、愛知県人材育成セミナーへ市民を派遣します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> H22 年度目標 1 人 (1 人) H26 年度目標 1 人	秘書広報課
日本女性会議への市民派遣	地域のリーダー育成のため日本女性会議に市民を派遣します。	秘書広報課
市役所における女性職員の人材育成	国・県などの行う研修などに積極的な参加を促進します。	人事課

## 基本的課題2-2 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

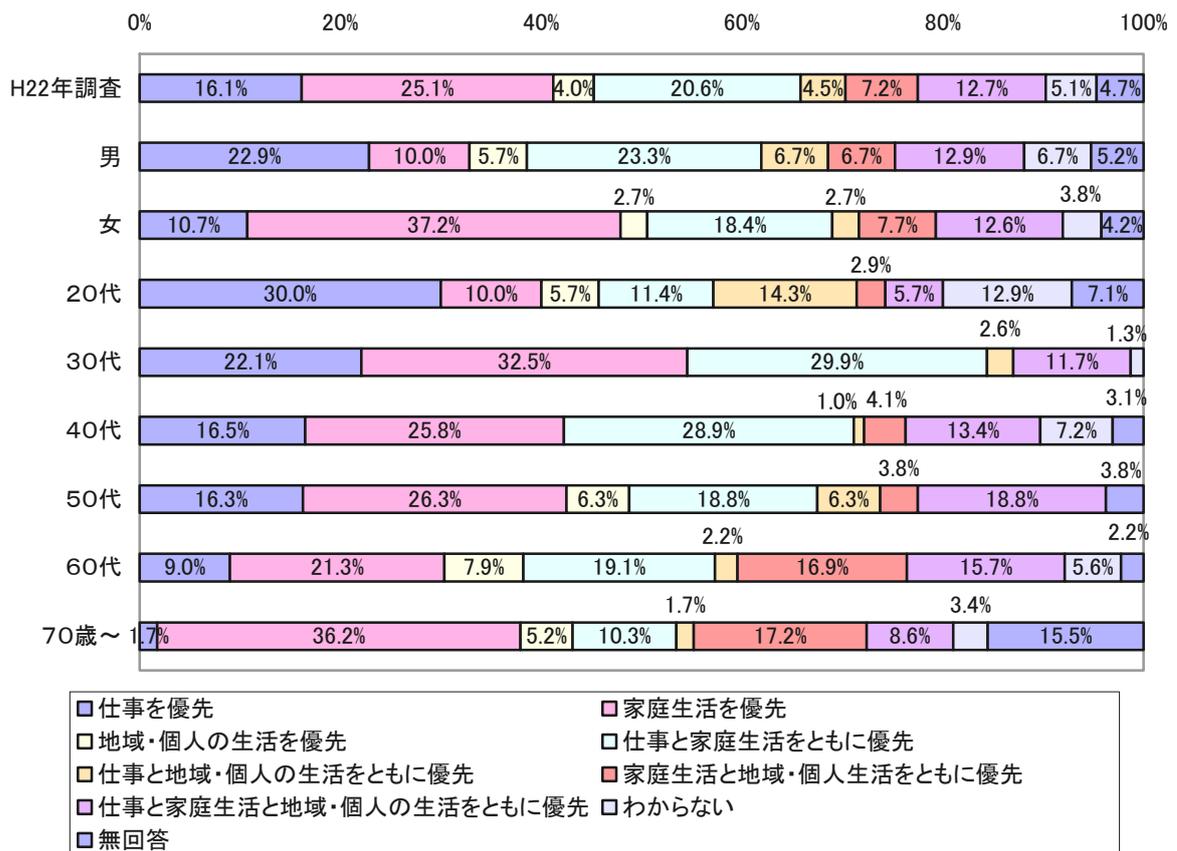
重点

男女共同参画社会の基盤として、家庭生活の場においても男女が協力し合い、対等なパートナーとして、ともに責任を果たすことが重要です。また、よりよい地域をつくるためには、男女がともに、地域活動に積極的に取り組んでいく必要があります。

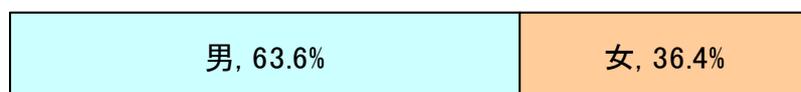
市民意識調査では、家庭生活、地域・個人の生活、仕事の現在の状況は、「仕事を優先している」と回答された方が16.1%の方が回答しています。男女別では男性が22.9%、女性が10.7%の人が回答しており、また、子育て世代の30代・40代の男女別では、男性が63.6%、女性が36.4%で男性における仕事優先の状況が明らかになっています。

家庭生活や地域活動において男女共同参画を促進するためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、多様なライフスタイルを持つあらゆる世代の男女が、対等なパートナーとして協力して家庭生活を営み、地域活動に参加することができる環境づくりを推進する必要があります。

### ◆家庭生活・地域活動・仕事の現在の状況



### 30代・40代の「仕事を優先する」についての男女の構成比



<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「住民参加への取り組み」 の満足度	57.8%	63.0%	総合計画市民アンケート 調査

施策①家庭生活における男女共同参画の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
「家庭の日」の 啓発	「家庭の日(毎月第3日曜日)」の啓発、普及に努めます。	生涯学習課
「はぐみんデー」の啓発	「子育て応援の日(毎月19日)」の啓発、普及に努めます。	児童課
育児に関する講座の開催	ママとパパの教室を4回、休日ママパパ教室を2回開催します。	健康課
男性向けセミナーの開催	男性の家事参加を促進するため、男性向けのセミナーを開催します。	秘書広報課
冊子などによる啓発	国・県のワーク・ライフ・バランスの冊子などを通して、家庭の男女共同参画を促進します。	商工課 秘書広報課

施策②地域活動における男女共同参画の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
様々な機会での啓発	文化・スポーツ・環境面などにおいて、男女の地域活動への参画を促進するため、様々な機会を通じて啓発していきます。	全 課

## 基本的課題2-3 国際交流・協力の推進

本市においても、外国人が在住していることから、外国人の人権を尊重し、お互いの文化や習慣などについての理解を深め、日本人と外国人がともに、地域で安心して生活していくことができる多文化共生社会づくり※を推進していかなければなりません。

また、愛知万博や世界新城サミットなどの成果や経験を積極的に活用し、国際交流や外国語学習の機会を設けるとともに、市内在住の外国人が、地域社会の一員として地域づくりに参加できる環境の整備が重要な課題となっています。

男女共同参画社会の実現は世界共通の目標であり、多文化共生社会づくりや国際交流事業の中にも、男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

### ◆新城市の外国人の推移

外国人	人口			
	男(人)	女(人)	計(人)	世帯
平成17年10月	472	411	883	611
平成18年4月	454	426	880	598
平成19年4月	485	496	981	672
平成20年4月	545	540	1,085	764
平成21年4月	540	533	1,073	759
平成22年4月	468	503	971	695
平成23年4月	436	473	909	631

### ◆外国人の定住状況

定住年数	人数(人)		定住年数	人数(人)	
	H20.6.1	H23.11.1		H20.6.1	H23.11.1
0～5年	854	587	41～45年	0	0
6～10年	126	193	46～50年	0	0
11～15年	53	59	51～55年	0	0
16～20年	25	36	56～60年	0	0
21～25年	5	4	61～65年	1	1
26～30年	2	3	66～70年	2	0
31～35年	0	2	71～75年	2	1
36～40年	1	1	76～80年	1	3
			計	1,072	890

【用語解説】

**多文化共生社会**

在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに、安心して暮らせ活躍できる地域社会。平成元年の「出入国管理及び難民認定法」（入管法）改正を契機として、ブラジル人を中心とした南米日系人の増加が顕著になっている。在住外国人が急増した地域コミュニティにおいては、言葉の問題や文化・生活習慣の違いなどから、日本人と外国人との間で摩擦が生じるケースが見受けられる。また、近年、在住外国人の長期滞在化・定住化傾向が高まる中、共に暮らす生活者の視点から、教育、労働、医療、住居など、様々な面で環境整備を求める声が高まっている。

<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「国際交流への取り組み」 の満足度	60.8%	66.0%	総合計画市民アンケート 調査

施策①国際社会における男女共同参画に関する情報収集・提供

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
情報収集・提供	国際的な男女共同参画に関する動向を知ることができるよう、国・県からの情報を収集し、情報提供します。	企画課 秘書広報課
	多言語での情報提供として、各国語情報紙を発行します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 各国語情報紙発行回数 H22年度目標 4回（3回） H26年度目標 4回	企画課

施策②国際交流・協力の推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
学生交流の推進	高校生を海外友好都市などへ派遣します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> H21 年度目標 15 人 (14 人) H25 年度目標 15 人	企画課
	中学生海外派遣事業を実施します。 派遣先 大韓民国 参加者 中学3年生 18名	学校教育課
地域の交流団体との連携	地域の国際交流団体と協働で外国人との市民交流事業を実施します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 外国人との市民交流事業開催数 H21 年度実績 4 回 (1 回) H26 年度目標 1 回	企画課
在住外国人の相談の充実	新城市国際交流協会の行う、外国人相談を支援します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 相談件数 H22 年度目標 80 件 (34 件) H26 年度目標 30 件	企画課
講座・講演会の開催	国際社会の理解を深めるため、新城市国際交流協会が実施する外国語講座・講演会を支援します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 外国語講座参加者数 H22 年度実績 80 人 (78 人) H26 年度目標 80 人 国際理解講演会開催数 H22 年度実績 2 回 (2 回) H26 年度目標 2 回	企画課

## 基本的課題2-4 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。東海地震や東南海地震などの大規模災害時には、大きな被害が発生することが予想されます。このような緊急時には、行政のみでなく、市民、NPO、ボランティアなど、あらゆる主体と連携した迅速な対応が不可欠であるとともに、個々の活動において男女が共同で取り組み、最大の効果を上げることが重要です。また、平時における地域の自主防災組織などの防災活動についても、男女の別なく積極的に取り組んでいくことが必要です。

### <評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「大地震対策への取り組み」の満足度	50.1%	55.0%	総合計画市民アンケート調査
「地域の防災組織の充実」の満足度	65.7%	70.0%	総合計画市民アンケート調査

### 施策①男女双方の視点に配慮した防災施策の実施

具体的な取り組み	内 容	担当課
地域防災計画の推進	地域防災計画に男女双方の視点を位置づけ、施策を推進していきます。	防災対策課 消防総務課
災害時の支援	災害時における避難所の運営は、高齢者等の災害時要援護者のほか、男女のニーズの把握に努めるとともに、避難者に対して適切な支援を行います。	防災対策課 消防総務課

### 施策②自主防災活動などの推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
防災学習ホールの運営	防災に関する学習の場として、市民に広く啓発していきます。 <b>&lt;目標数値&gt;</b> 防災学習ホール入館者数 H22年度目標 一人 (3,389人) H27年度目標 5,000人	防災対策課
自主防災活動などへの女性の参画の促進	地区の自主防災活動や防災ボランティアの会などへ、女性の参画しやすいプラン提供などにより促進を支援します。	防災対策課
研修会などの開催	防災に関する研修会へ、女性の参加を促進します。	防災対策課

## 基本的課題2-5 地域づくりの分野における男女共同参画の推進

地域づくりにおいては、市民と行政との協働が不可欠であり、地域の課題解決のためにNPOや市民活動団体などが果たす役割は大変大きなものとなっています。また、これから発生する団塊世代の大量の退職者は、市民活動などの新たな担い手として期待されています。こうしたNPOや市民活動団体などの活動をさらに促進していくためには、男性も女性も積極的に参加していくことが重要であり、これらの団体の活動における男女共同参画を推進する必要があります。

### <評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「住民参加への取り組み」の満足度	57.8%	63.0%	総合計画市民アンケート調査
地域活動への参加状況	51.4%		男女共同参画に関する市民意識調査

### 施策①地域活動への参画の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
ボランティア・NPO・市民活動講座・交流会の開催	地域活動の参画を広めるため、講座や団体交流会などを開催します。 市民活動講座 年1回 団体交流会 年1回	企画課
	福祉講演会やボランティア集会を開催します。また、地域福祉活動計画に基づく地域座談会を実施します。	福祉課 (社会福祉協議会)
相談の充実	市民活動に関する相談を受け付けます。 原則毎月第4水曜日 16時～20時	企画課
情報提供の充実	地域活動への参画を促進するため、情報誌や東三河情報サイト「どすごいネット」などにより、ボランティア・NPO・市民活動団体の情報を提供します。	企画課
	地域活動への参画を促進するため、社協だよりやホームページなどにより、ボランティアなどの情報を提供します。	福祉課 (社会福祉協議会)

## 基本的課題2-6 環境分野における男女共同参画の推進

環境問題は、地球規模で深刻化しつつあり、人と自然が共生する持続可能な循環型の地域づくりを緊急的かつ効果的に進めていかなければなりません。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による原子力事故は、地域、社会、経済において、私たちの予想しなかった大きな問題となっています。このような市民生活全般に関わる問題に対して的確に対応していくためには、男女の別なく、すべての市民が環境問題に関心を持ち、意識の高揚を図るとともに、男女が協力して、環境負荷の少ないライフスタイルの実践に取り組むことが重要です。そのためには、環境問題に対応するあらゆる施策について、男女共同参画の視点を持って進めていく必要があります。

### <評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「チャレンジ 25 新城」※への登録者数	1,684 人	2,600 人	登録者数

### 施策①環境分野での意思決定過程への女性参画の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
環境に関する会議への女性の登用促進	環境分野に女性の知識などを活かすため、様々な委員会などに女性の登用を促進します。	環境課 生活衛生課

### 施策②地域における環境活動の推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
環境美化活動の啓発	「環境月間(6月)」、「川と海のクリーン作戦(10月)」を中心に啓発活動を行います。	生活衛生課 土木課
地域の美化活動の支援	各地域で実施する美化活動に対し、ゴミ袋などの提供を通じ活動を支援します。	生活衛生課
「チャレンジ 25 新城」※への加入促進	温暖化の防止施策を無理なく、楽しく、できるだけ大きな成果を挙げるよう市民・事業所・行政の結束力を強め、市全体が一つのチームとなって取り組めます。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 「チャレンジ 25 新城」への登録者数 (ただし、過去の「チーム・マイナス 6%しんしろ」への登録者数も含む) H22 年度目標 2,000 人 (1,684 人) H27 年度目標 2,600 人	環境課

具体的な取り組み	内 容	担当課
エコオフィスの推進（環境行動配慮事業）※	紙・ごみ・電気・水道などの取り組みで、事務室や家庭において環境への悪い影響を減らすことをめざします。平成 23 年度からは、市民によるエコチャレンジ事業として「省エネコンテスト」を実施し、市民節電所※となる世帯を認定します。	環境課
エコアクションの推進（環境活動改善事業）※	「チャレンジ 25 新城」を取り組みのきっかけづくりにした温暖化防止活動や水質改善など環境を保全・改善することをめざします。	環境課
エコガバナンスの推進（環境連携構築事業）※	環境に軸足を置いて市民自治社会の確立をめざす仕組みとその実現の行動で、地域の環境力を高めることをめざします。	環境課

#### 【用語解説】

##### 市民節電所

各家庭や事務所での省エネルギーによってエネルギー使用量が削減されることで、必要な発電量も少なくなり、結果的に節電は「発電所」を建設したのと同じ効果があるという考え。平成 23 年度は「市民節電所」として 47 世帯を認定済み。

##### チャレンジ 25 新城

国が進める温暖化防止のための国民的運動「チャレンジ 25 キャンペーン」に賛同し、新城市としても、より CO2 削減に向けた運動・具体的な行動などと呼びかけるもの。

##### エコオフィスの推進（環境行動配慮事業）

事務所や家庭の紙・ごみ・電気などの取り組みで、事務室や家庭において環境への悪い影響を減らすことをめざす取り組みをいう。

##### エコアクションの推進（環境活動改善事業）

「チャレンジ 25 新城」を取り組みのきっかけづくりにした温暖化防止活動、森林整備、水質改善など環境を保全・改善することをめざす取り組みをいう。具体的には、キャンドルナイトなどの委託、環境講座開催などの取り組みをいう。

##### エコガバナンスの推進（環境連携構築事業）

環境に軸足を置いた市民自治社会の確立を目指す仕組みとその実現に対する取り組みをいう。各種審議会などの開催、エコオフィス・エコアクションなど実際の行動を実現させるために必要な情報収集などの取り組みをいう。

## 目 標

### 3 就業環境と就業条件の整備

一人ひとりの生き方が多様化する中、すべての人が充実した人生を送るためには、男女がともに家族としての責任を担い、仕事と家庭生活を両立させていく必要があることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）\*の推進や就業環境の改善に取り組みます。

- 重点
- 〈基本的課題〉
- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
  - 2 女性のチャレンジ支援
  - 3 就業環境の改善
  - 4 農林業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

#### 基本的課題3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点

男女が安心して働き続けるためには、男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動を、個々のライフスタイルに応じた自ら希望するバランスで行うことができる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進が必要です。しかしながら、現状では、子育てや介護などの負担が女性に偏る傾向があり、さらに女性が仕事を持つ場合には、過重な負担がかかってしまいます。

このような偏った負担により、子どもを生み、育て、そして働こうとする女性を、家庭や地域の中で孤立させるようなことは、絶対にあってはならないことです。

市民意識調査では、女性が安心して働ける環境をつくるために必要なことは、「仕事と家庭の両立に職場が理解し協力する」が56.3%、「夫や家族が理解し協力する」が47.1%、「育児・保育に対する支援や施設・サービスを充実させる」が34.6%という結果になっています。

また、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が60.1%、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が44.6%、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」が39.9%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が34.4%となっています。

ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立していくためには、育児・介護休業制度の利用促進や子育て、保育サービス、介護サービスの充実はもとより、家事や育児、介護などに男性も積極的に参加していくことが不可欠です。

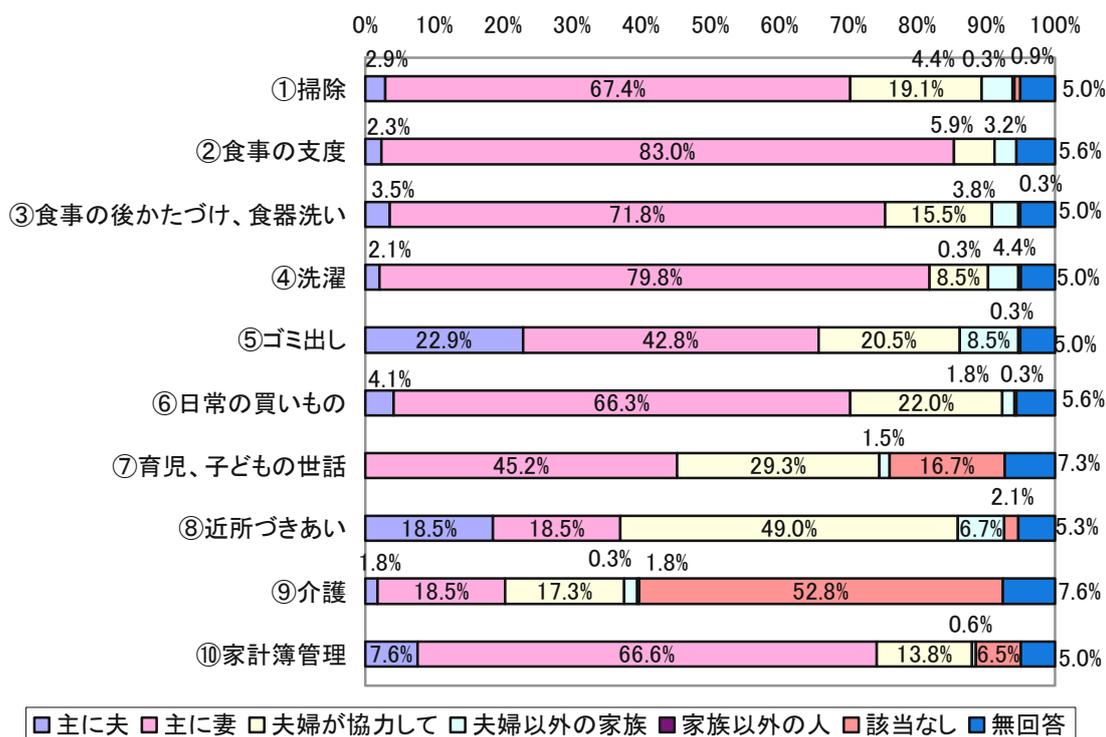
特に、子育てについては、本市において、少子化や山間部における過疎化の進行が懸念される中、本市の次世代を担う人材の育成という観点からも、親だけでなく、地域社会やNPO、ボランティア、企業、行政など、地域全体で支えていくような仕組みづくりが必要です。

#### 【用語解説】

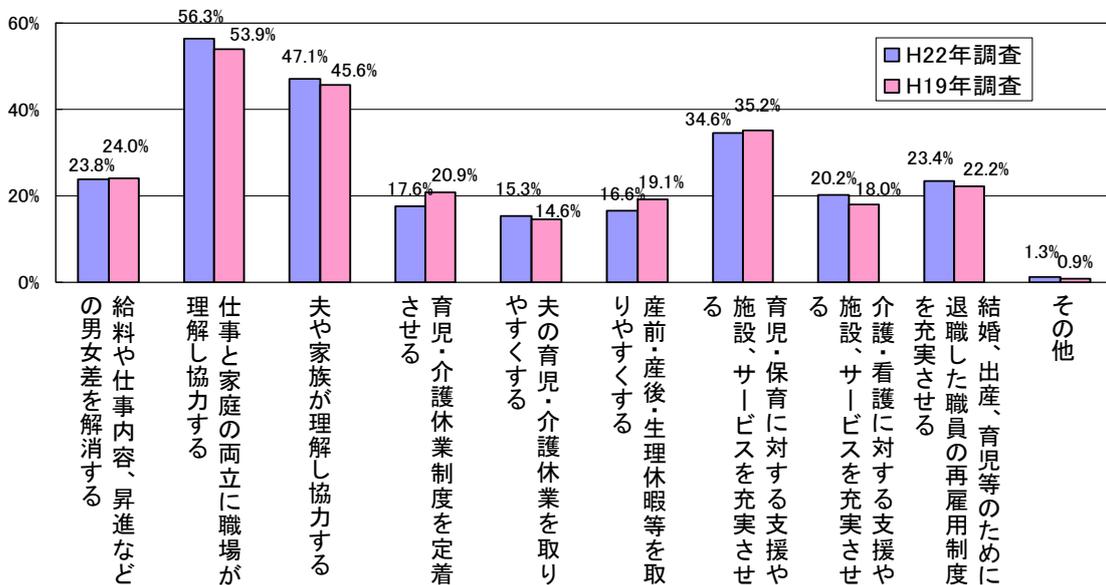
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

7ページ参照

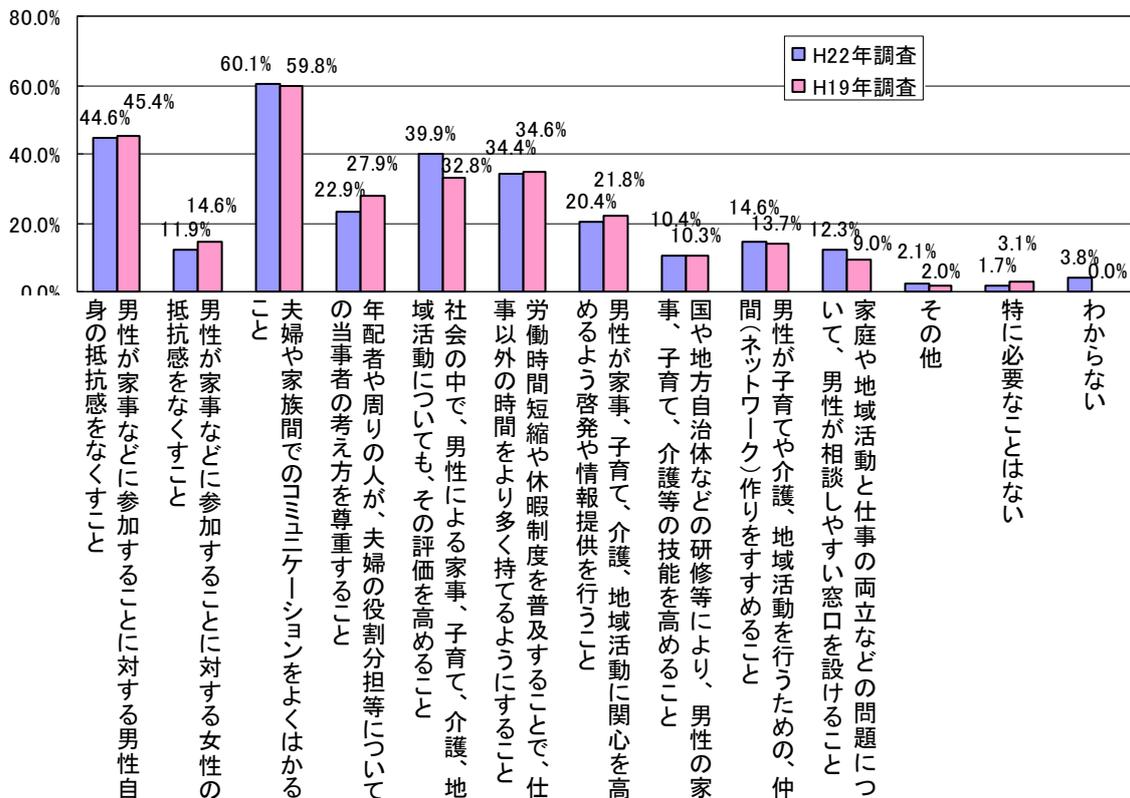
◆家事の役割分担



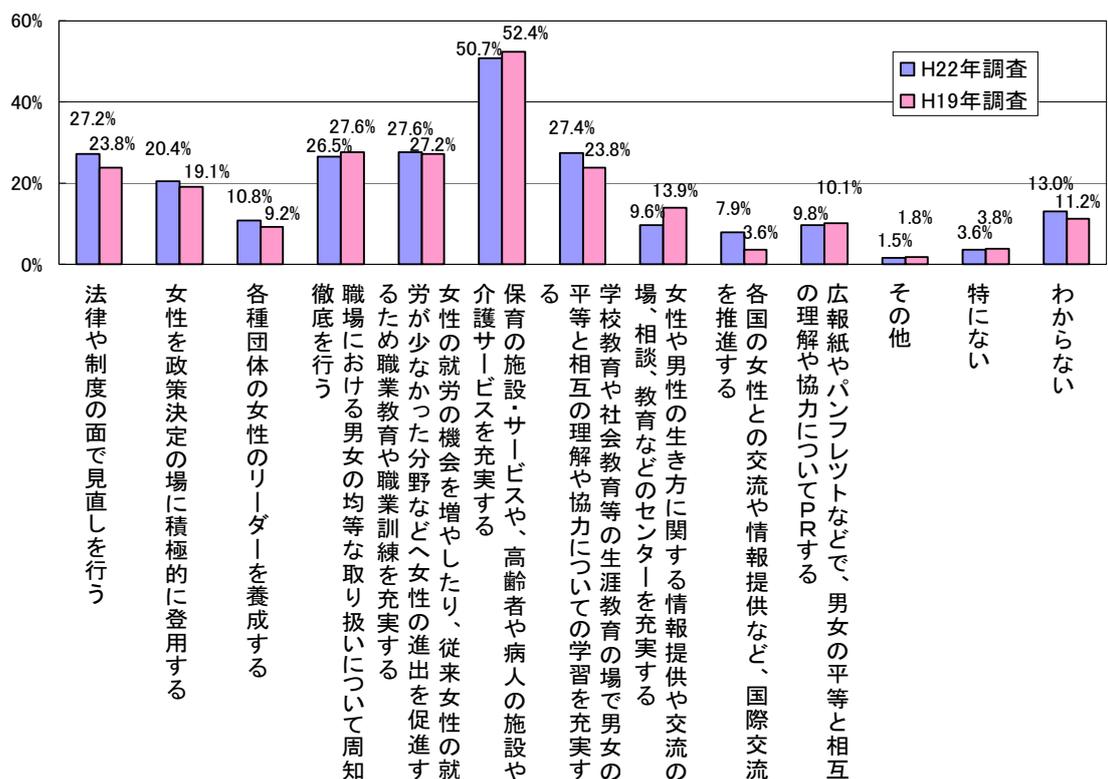
◆女性が安心して働ける環境をつくるために必要なこと



◆今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



◆行政が力を入れていくべきこと



<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「子育てを応援するためのサービス」の満足度	62.2%	70.0%	総合計画市民アンケート調査

施策①子育て支援の推進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
新城市次世代育成支援行動計画の推進	子育て支援を「次世代人材育成」と位置付け、新城市次世代育成支援行動計画を軸として、子どもが健康に育ち、子どもを生き育てることに喜びと安心を感じることができる地域社会の構築に努めます。また、次世代育成支援行動計画推進協議会を設置し、計画の進捗状況の管理、助言などを行っていくことで計画を推進します。	児童課
新城版こども園の創設	すべての家庭で安心して子育てができるよう新城版こども園の創設を検討しています。 平成25年度創設予定	総合政策部
保育所機能の強化	保育所の受け入れ拡大や延長保育、一時保育など保護者が安心して働ける環境づくりの一環として保育サービスの充実を図ります。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 延長保育実施箇所数(午後7時まで実施) H21年度目標 8カ所 (H22 6カ所) H26年度目標 7カ所 一時保育実施カ所数 H21年度目標 5カ所 (H22 3カ所) H26年度目標 3カ所	児童課
相談体制の充実	地域子育て支援センターや保健センターなどにおける子育てに関する相談体制の充実を図り、子育てに関する不安の解消に努めます。	児童課 健康課
新城ファミリーサポートクラブの充実	新城ファミリーサポートクラブを市民に周知するとともに育児の相互援助体制を確立し、仕事と育児を両立しながら安心して働くことのできる環境を整備します。	児童課

具体的な取り組み	内 容	担当課
放課後児童クラブの充実	<p>保護者の就労状況に対応できる環境の整備を図り、その充実に努めます。</p> <p><b>&lt;数値目標&gt;</b>  放課後児童クラブ実施箇所数  H21年度 10カ所 (H22年度 10カ所)  H26年度 13カ所</p>	児童課
「親子ふれあいひろば」事業の推進	<p>入園前の子どもとその保護者を対象に情報交換や仲間づくりの場となるように「親子ふれあいひろば」事業を推進します。</p>	生涯学習課
食育の推進	<p>安全安心な食生活に対応し、地産地消を更に推進した食育を進めます。(小中学校)</p>	学校教育課
	<p>新城市食育推進計画に基づき、家庭、学校、地域、企業、関係団体、行政が連携し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>平成23年度見直し</p>	農業課
市役所における子育てを応援する職場環境づくりの推進	<p>「新城市職員の子育て応援マニュアル」を庁内LANの掲示板に掲示し、職員への周知徹底を図り、職員の子育てを支援します。</p>	人事課



### 施策③職場における両立支援の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
市役所における 両立支援の促進	育児を行う職員について、深夜勤務や超過勤務を極力行わせないよう配慮し、ノー残業デーの徹底、休暇取得の推進など、職員が仕事と子育ての両立が図れるような環境づくりに取り組みます。	人事課

#### 【用語解説】

##### ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とを両立させうる制度を持ち、多様で柔軟な働き方を選択できるような取り組みを行う企業であり、具体的には、次のような取り組みを行う企業。法を上回るレベルの育児・介護休業制度を導入しており、労働者の利用も多いこと。仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方が出来る制度（育児・介護のための短時間勤務制度など）を持っており、労働者の利用も多いこと。仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度（事業所内託児施設など）を設けており、労働者の利用も多いこと。仕事と家庭の両立がしやすい企業文化を持っていること。

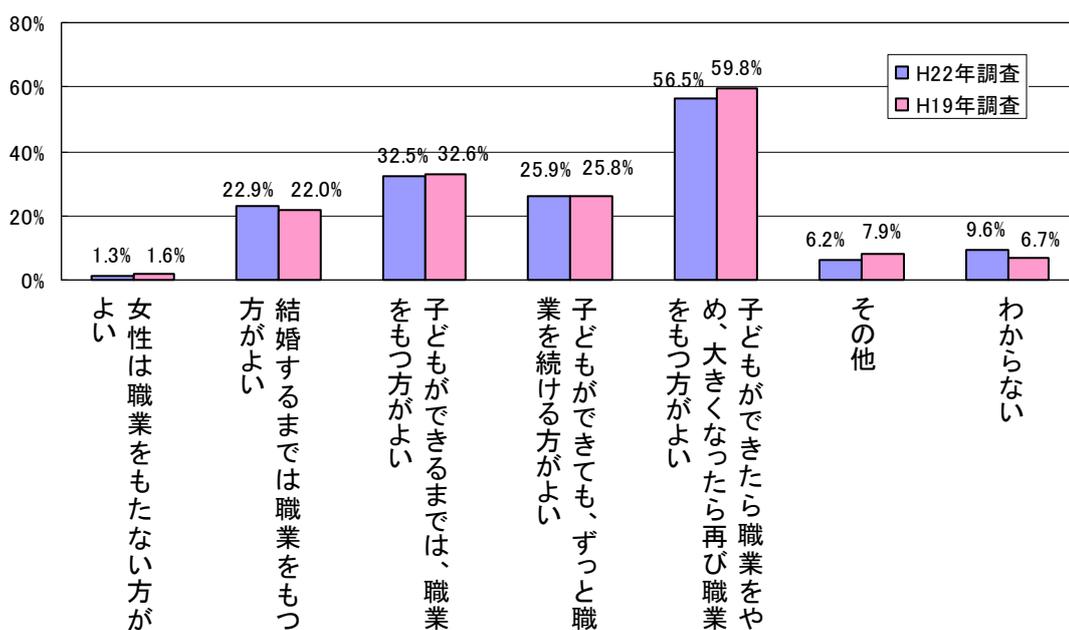
## 基本的課題3-2 女性のチャレンジ支援

男女がその個性と能力を発揮し、充実した人生を送ることができるようになるためには、意欲のある女性が社会において自らの能力を十分に発揮できるようにするための様々な取り組みが必要です。

市民意識調査では、「女性が仕事を持つことについて、どう思いますか」の問いに対し、「子どもができればたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という回答が56.5%と最も多くなっています。また、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という回答についても25.9%ありました。

このように、女性が職業を持つことに賛成する意見が多いことから、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）\*などの女性の労働環境の整備に加えて、意欲ある女性が起業や行政の政策・方針決定の場への参画をめざす「上へのチャレンジ」、これまで女性の進出が少なかった分野へ参画する「横へのチャレンジ」、子育てや介護などで、いったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を支援する取り組みを促進することが必要です。

### ◆女性が仕事を持つことについて



#### 【用語解説】

ポジティブ・アクション

7ページ参照

<評価指標>

指 標	現 状 (H17)	目 標 (H26)	評価方法
女性の就業者数	12,015 人	↗	国勢調査
うち、役員・雇人のある事業主及び雇人のない事業主	1,058 人	↗	国勢調査

施策①女性のチャレンジ支援の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
就労に関する情報提供	就業を希望する女性に対し、ハローワークなどからの情報を提供します。	商工課
再就職セミナーの情報提供	再チャレンジを希望する女性に県・(財)21世紀職業財団などの行う再就職セミナーの情報を提供します。	商工課
女性起業などの情報提供	新都市で活躍する女性起業や女性団体を冊子などで情報提供し、意識啓発を図ります。	秘書広報課 農業課

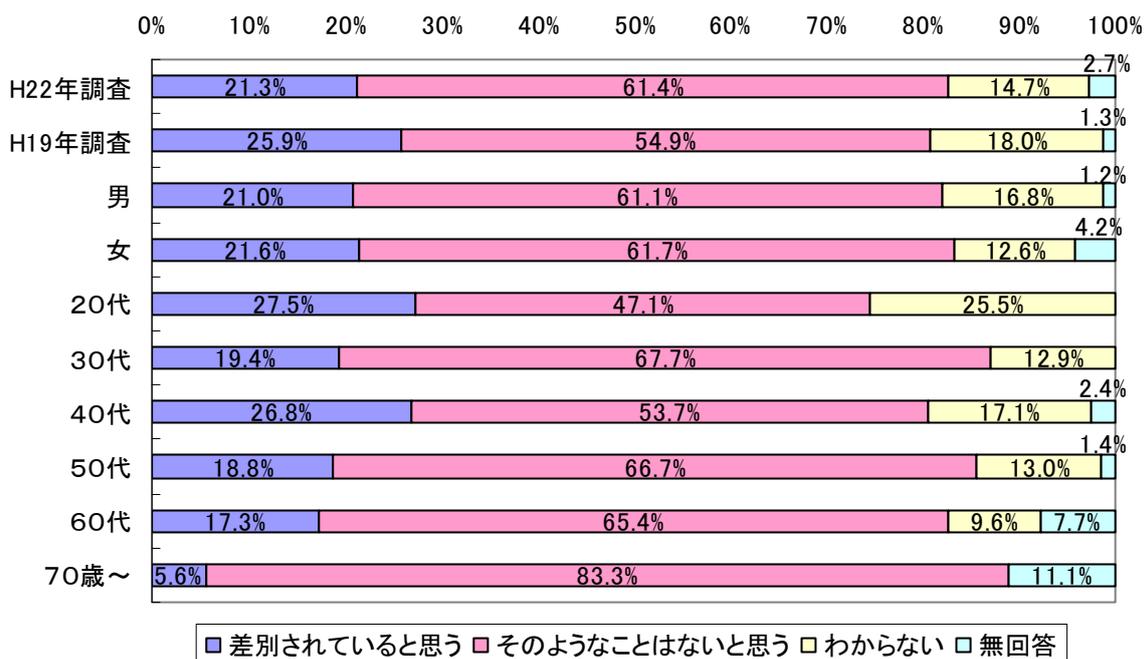
### 基本的課題3-3 就業環境の改善

女性労働者を取り巻く環境は、昭和61年の男女雇用機会均等法の施行以来、平成11年及び平成18年の同法の改正によって大きく変化し、企業の雇用管理における制度上での男女均等の取り扱いは改善されつつあります。

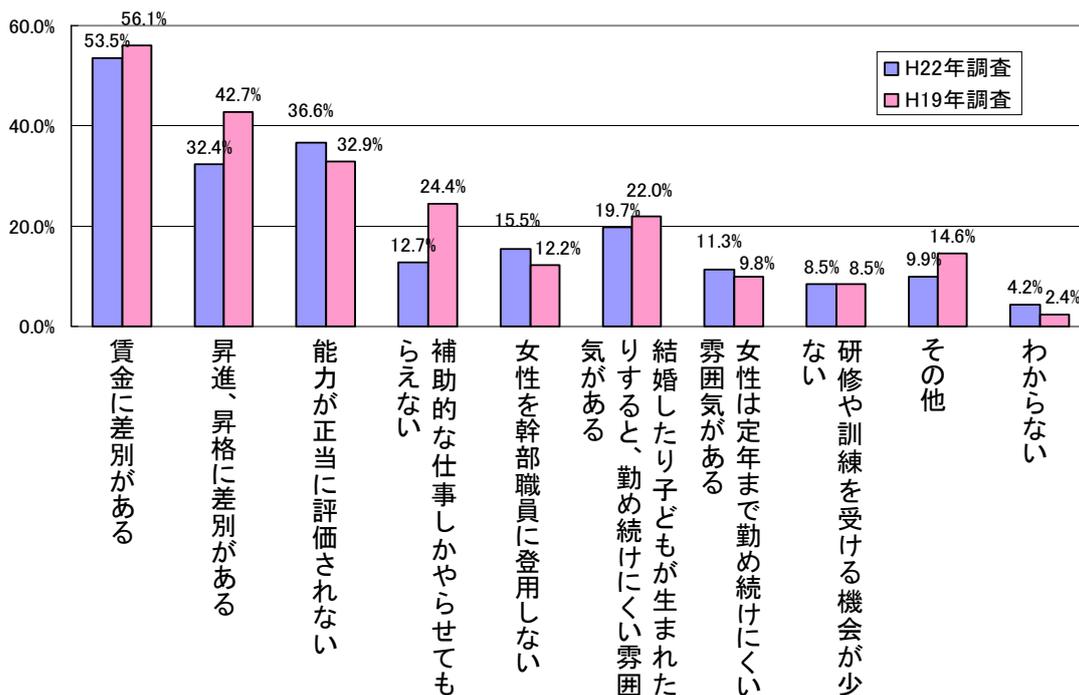
しかしながら、市民意識調査では、「あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ差別されていると思う」が21.3%となっています。また、差別されていると思う内容については、「賃金に差別がある」が53.5%、「昇進、昇格に差別がある」が32.4%、「能力が正当に評価されない」が36.6%となっており、男女の賃金や待遇には、依然として格差が存在しているものと思われます。

このようなことから、企業に対する男女雇用機会均等法の理念の周知と労働関係法規の広報・啓発の強化を図るとともに、実質的な差別解消のためのポジティブ・アクション※などを推進する必要があります。

#### ◆職場における男女の差別感



◆差別されていると思うこと



**【用語解説】**  
**ポジティブ・アクション**  
 7 ページ参照

施策①男女の雇用機会均等法の普及と労働法規の広報・啓発の強化

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女雇用機会均等法などの周知	事業主や労働者及び市民に、男女雇用機会均等法や労働法規の周知に努めます。	商工課
職業能力の開発・向上への支援	就業を希望する女性に対し、県などが開催するセミナーの情報を提供していきます。	商工課 秘書広報課

## 基本的課題3-4 農林・商工など自営業における男女共同参画の推進

本市は、市域（499.0km<sup>2</sup>）の83.5%を森林が占め、市域の3割が自然公園区域に指定されており、豊川などの清流や美しい山並み、豊かな田園風景などの自然環境は、都市近郊の身近な観光地として多くの人々に親しまれてきました。本市では、このような恵まれた環境を背景として、多様な文化が育まれるとともに、山間部では林業、平坦部では農業、商工業を中心に発展してきました。

これらの産業において、女性は重要な役割を果たしていますが、その経営及びこれに関連する起業活動などへの女性の参画は、依然として少ない状況にあります。

今後は、女性が経営などに積極的に参画し、充実感を持って働くことができるよう男女共同参画意識の普及啓発を推進することが必要です。

### ◆新都市の現勢

行政面積	K m <sup>2</sup>	499.00	H18.10.1現在 国土地理院など
世帯数	世帯	16,413	H20.4.1現在 「住民基本台帳登録人口」
人口	人	51,728	
農業経営体数	経営体	2,091	H17.2.1現在 「2005年農林業センサス農林業経営体調査結果(確定値)」 農林水産省統計部
経営耕地面積	ha	1,745	
農業就業人口	人	3,236	
男	人	1,405	
女	人	1,831	
農業従事者数	人	5,961	
男	人	3,117	
女	人	2,844	
基幹的農業従事者数	人	2,305	
男	人	1,115	
女	人	1,190	
農業経営者数	人	2,057	
男	人	1,975	
女	人	82	
林業経営体数	経営体	494	H19.6.1現在 「あいちの商業 商業統計調査結果報告書」 県統計課
商業事業所数	事業所	598	
従業者数	人	3,134	

<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「第1次産業の振興」の満足度	50.2%	55.0%	総合計画市民アンケート調査

施策①参画の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
参画の促進	女性の登用や農林業・商工に関わる方針決定過程への参画を関係機関の連携のもとに促進します。	農業課 森林課 商工課

施策②家族経営協定の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
家族経営協定の推進	家族経営協定*を推進することで、就業条件、経営方針や経営計画などのルールづくりを進め、望ましい農家生活の実現を図ります。	農業課

施策③女性の起業家などの活動の支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
女性の起業家などの活動の支援	女性による起業や女性グループの活動を支援します。	農業課

【用語解説】

**家族経営協定**

農家における家族員一人ひとりが生きがいとやりがいを持てるようにするため、給料や休日などの就業条件、経営方針や営農計画、望ましい暮らし方や経営移譲時期などについて家族で話し合い、その結果を文書で取り決めたもの。

## 目 標

### 4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

男女が健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であることから、高齢者や障害者を含めたすべての人が、生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を営んでいけるよう支援します。

- 重点
- 1 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援
- 〈基本的課題〉 2 高齢者の自立支援
- 3 障害者の自立支援
- 4 ひとり親世帯の自立支援

#### 基本的課題4-1 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援 重点

一人ひとりが生涯を通じて健康であるためには、乳幼児期から高齢期まで、各人のライフステージに応じた心身の健康管理が必要です。中でも、次世代を担う子どもを安心して生み育てるため、妊娠・出産、育児期における女性の健康管理は大変重要です。

そのようなことから、女性の身体的変化の過程や母性保護についての正しい知識の普及と高齢期までの女性のライフステージに応じた健康づくりの推進、そして、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発が必要です。

#### 〈評価指標〉

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「健康づくり支援の充実」 の満足度	63.9%	70.0%	総合計画市民アンケート 調査

#### 施策①生涯を通じた心身の健康維持と増進

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
健康に対する知識の普及啓発	元気はつらつ健診やがん検診などで、健康に対する知識普及に努めます。	健康課
健康日本21の地域計画の推進	健康づくり21計画を冊子・ダイジェスト版により推進していきます。	健康課
健康手帳の配布	40歳以上の方対象に健康手帳、一定の年齢の女性に検診手帳を送付します。	健康課
健康診査の充実	各種がん検診、歯科検診、特定保健指導、元気はつらつ健診を実施します。	健康課 市民保険課

具体的な取り組み	内 容	担当課
健康相談の充実	市民の健康に関する相談を実施します。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 健康相談実施回数 平成22年度目標 152回 ↗ (141回) 平成27年度目標 155回	健康課
健康教室の開催	地域における健康づくりのリーダーなどと協力して健康教室を行います。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 健康教室開催数 平成22年度目標 74回 ↗ (71回) 平成27年度目標 80回	健康課
防煙・禁煙・分煙の推進	生涯を通じた健康づくりを支援するため、防煙・禁煙・分煙を推進します。	健康課

施策②母性保護の向上と母子保健の充実

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児期までの母子の健康を主体的に管理します。	健康課
妊婦健康診査・乳児健康診査の実施	妊婦健康診査・乳児健康診査を実施するとともに、検査費用の助成をします。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 妊婦健康診査助成延回数 H22 年度目標 930 回 ↗ (3,620 回) H27 年度目標 3,600 回 乳児健康診査助成延回数 H22 年度目標 542 回 ↗ (490 回) H27 年度目標 450 回	健康課
乳児家庭への訪問	乳児家庭へ訪問し、母子の心身の把握・助言や支援を行います。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 乳児家庭訪問実施率 H22 年度目標 100% (100%) H27 年度目標 100%	健康課
不妊治療の助成	不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費用の助成を行います。 <b>&lt;数値目標&gt;</b> 不妊治療費助成数 H22 年度目標 12 組 ↗ (20 組) H27 年度目標 20 組	健康課
お産のできる助産所の運営と子育て支援	ローリスクの経産婦を対象に、聖隷三方原病院内助産所の産科オープンシステムを利用した助産を行います。 産後の乳房ケアや哺乳指導等の母乳育児を支援します。 ベビーマッサージや保健指導等を通じ、母子のアタッチメントや家族の絆が高まるよう関わります。	しんしろ助産所

施策③性に関する適切な情報提供と性教育の推進

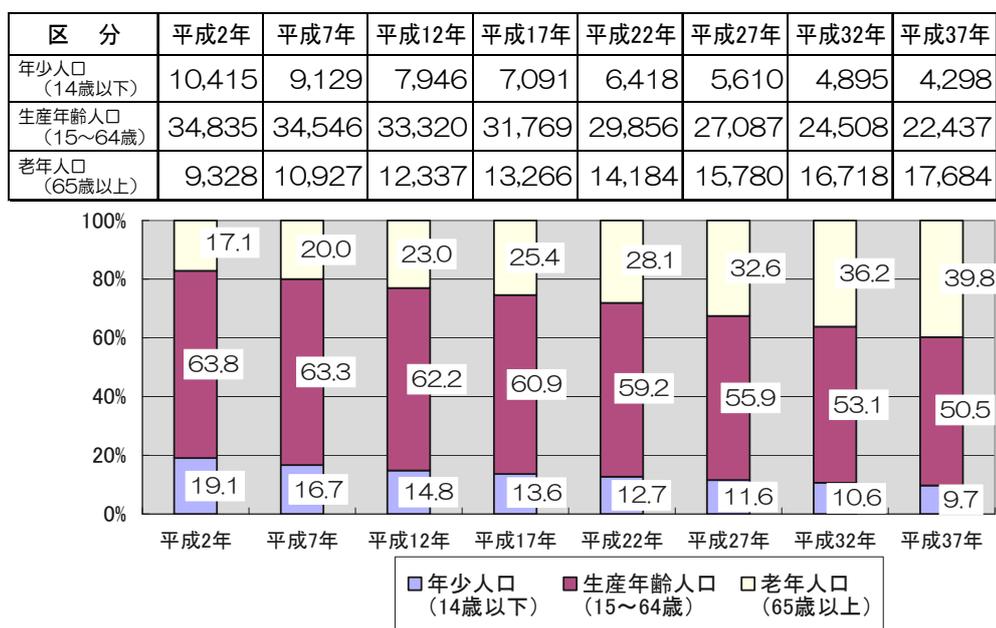
具体的な取り組み	内 容	担当課
家庭との連携	性教育の目的や目標、指導にあたっての方針や内容などを保護者に伝え、理解と協力が得られるようにします。	学校教育課
相談活動の運営と協力	養護教諭・スクールカウンセラーなど関係職員との連携を密にして、教育相談室や保健室の機能を有効に活用します。	学校教育課
	教職員が適切に相談活動を行うことができるよう、職員研修や資料提供などを行います。	学校教育課
性に関する教育や学習機会の充実	学校での「保健」の授業において、心の健康、生活習慣の乱れ、薬物乱用、性に関する問題などの現代的課題について、学習機会の充実を図ります。	学校教育課

## 基本的課題4-2 高齢者の自立支援

本格的な高齢社会を迎える中、高齢者が健康で活力ある生活を送るためには、生きがいを持って自立して暮らしていけることが重要です。

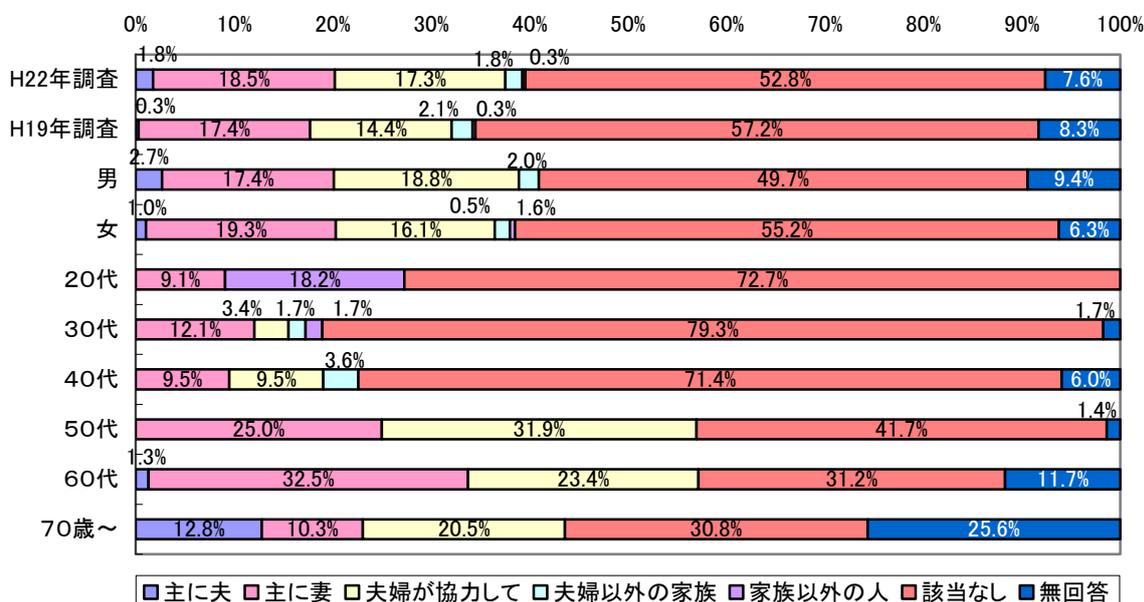
本市の高齢化率は、平成22年の国勢調査時点では28%を超えており、今後もさらに高くなっていくものと予測されます。介護の負担が家族、とりわけ女性に偏っていることから、社会全体で支える介護保険制度などをさらに充実し、ニーズにあった福祉サービスを提供するとともに、高齢者が社会の一員として地域活動に参画する機会の拡大や就業のための支援などが必要です。

### ◆新都市年齢3区分の人口推移と推計



(人口推移は国勢調査による)

### ◆介護の役割分担



<評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H27)	評価方法
「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	59.2%	65.0%	総合計画市民アンケート調査

施策①高齢者の自立支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
第5期高齢者保健福祉計画の推進	新城市第5期高齢者保健福祉計画を策定し、介護保険事業など計画的に高齢者施策を推進していきます。 第5期高齢者保健福祉計画の策定 策定年度 H23 年度	長寿課
就業機会の提供	シルバー人材センターにおいて、高齢者に就業の機会を提供します。	長寿課
老人クラブ活動の支援	高齢者大学、ボランティア活動、趣味・スポーツなどを通して、いきがいづくりを推進します。	長寿課

【用語解説】

**地域包括支援センター**

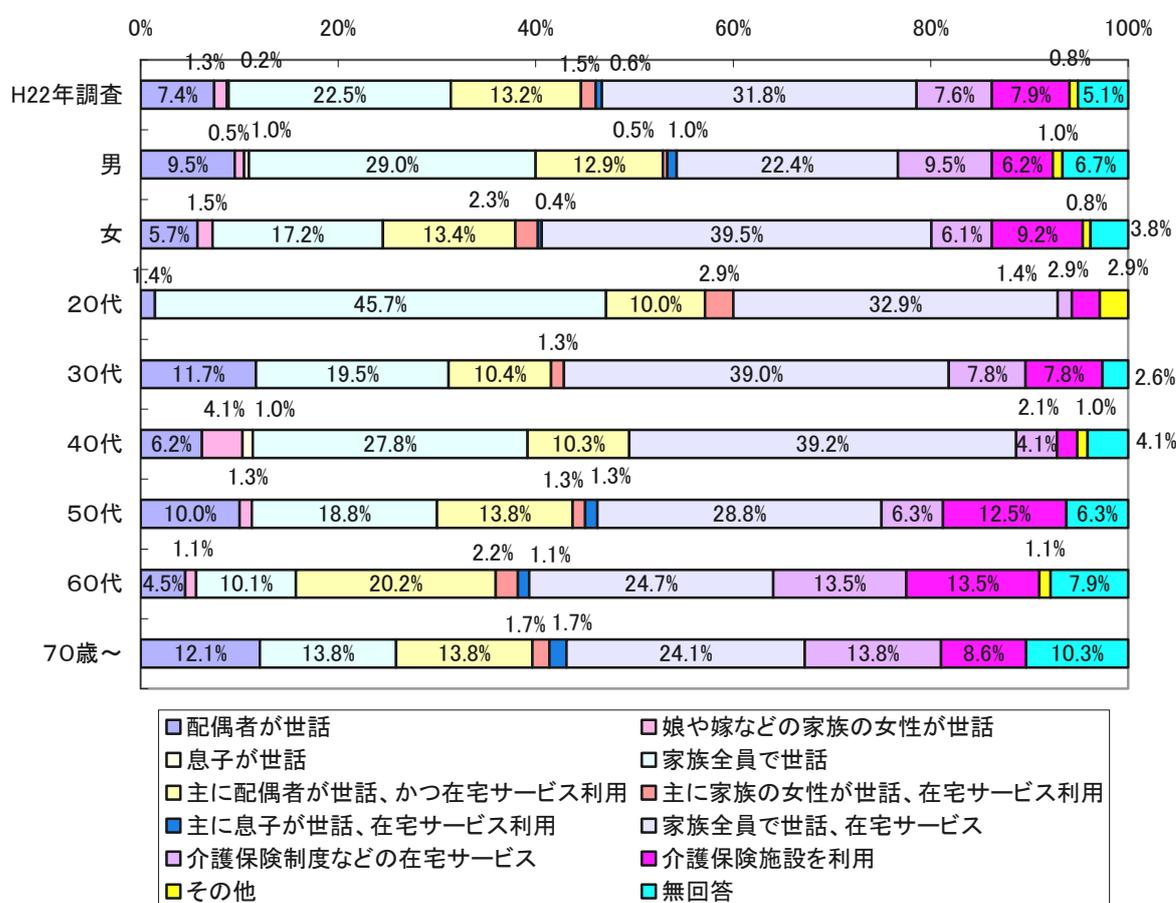
地域住民を介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援するため、①介護予防ケアマネジメント②総合相談・支援③高齢者虐待の防止、早期発見などの権利擁護④地域ケアの支援などを一体的に行う機関

## 基本的課題4-3 障害者の自立支援

障害のある人もない人も、地域の中で自立した生活を送れるような社会を実現しなければなりません。また、介護の負担が家族、とりわけ女性に偏っている（P10 参照）ことから、障害者の生活を社会全体で支えることが重要です。

障害者とその家族が、社会の構成員としていきいきと暮らしていくためには、新都市障害者基本計画及び新都市障害福祉計画を、男女共同参画の視点を持って推進し、必要とされる在宅サービスの確保や地域で自立した生活を営むための支援を充実させていくことが必要です。

### ◆要介護者などの介護や身の回りの世話で、最も望ましいもの



### <評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「障害者の自立支援や福祉対策」の満足度	57.1%	60.0%	総合計画市民アンケート調査

施策①障害者の自立支援

※目標値の後の（ ）は実績値

具体的な取り組み	内 容	担当課
<p>新城市障害者基本計画の推進</p>	<p>新城市障害者基本計画に基づき、障害者が地域の中でその構成員としてともに暮らすことができるようにするため「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させていくとともに、人権意識や福祉意識を高めながら、障害者のニーズを把握し、計画的にボランティアの育成とネットワーク化に取り組みます。</p> <p>＜数値目標＞</p> <p>公共サービスに対する満足率</p> <p>障害者の自立支援や福祉対策</p> <p>平成 22 年度実績 57.4%</p> <p>平成 26 年度目標 60.0%</p>	<p>福祉課</p>
<p>第 2 次新城市障害福祉計画の推進</p>	<p>障害者及び障害児が地域で生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付や支援の実施を趣旨とし、地域における障害福祉サービスの基盤整備や利用の状況、事業などに対する利用者などのニーズを踏まえながら、サービス提供体制の確保に関する目標などを定めた第 3 次(平成 24 年度～平成 26 年度)新城市障害福祉計画を策定し、障害者福祉施策の充実を進めていきます。</p> <p>また、障害者自立支援法から(仮称)障害者総合福祉法へ平成 25 年 8 月に移行予定でありますので、それに伴う見直しが見込まれます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>障害者相談支援事業の実施</p>	<p>専門的な支援技術を持った相談支援事務所の専門員が、障害者などの福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他福祉サービス利用支援などを行います。</p>	<p>福祉課</p>
<p>市民による障害者福祉相談の充実</p>	<p>障害者相談員などにより、障害者や家族が抱える相談に応じます。</p>	<p>福祉課 (社会福祉協議会)</p>

## 基本的課題4-4 ひとり親世帯の自立支援

離婚率の高まりなどにより、今後、ひとり親世帯（母子・父子世帯）の増加が予想されます。このような家庭では、仕事、家事、育児などを母親か父親のどちらかがひとりですべて担うこととなり、経済・教育・健康面などでの過重な不安や負担の原因となる可能性があります。

このようなひとり親世帯の生活の安定と子どもの健全な発育を図るため、自立のための支援の充実が必要です。

### <評価指標>

指 標	現 状 (H22)	目 標 (H26)	評価方法
「子育てを応援するためのサービス」の満足度	62.2%	70.0%	総合計画市民アンケート調査

### 施策①ひとり親世帯の自立支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
支援の体制	母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体などと連携し、適切な助言と援助に努めます。	児童課
就労の支援	就労に必要な知識技能習得のための講習会などの情報提供に努め、ひとり親家庭の就労を支援します。	児童課
経済面の支援	ひとり親家庭に対する資金面の制度の情報提供に努め、経済面を支援します。	児童課

## 目 標

### 計画の推進

#### 〈基本的課題〉 推進体制の充実

#### 基本的課題 推進体制の充実

本プランに掲げた男女共同参画社会づくりのための課題や施策は多岐にわたり、市行政のあらゆる分野に及んでいることから、効率的かつ計画的に推進していくためには、市職員一人ひとりの意識を高めることはもとより、行政と市民が協働で取り組むことが重要です。

このため、市民、関係団体、有識者などで構成する新城市男女共同参画推進協議会において、プランの推進状況や取り組みの評価・点検を行い、施策へ反映していく必要があります。

また、本プランの市民に対する広報・啓発の推進に努めるとともに、市民や関係団体などと連携し、効果的な取り組みを実施していく必要があります。

#### 施策①推進体制の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女共同参画推進協議会による評価・見直しなど	男女共同参画推進協議会により、計画の進捗状況・評価・見直しなどを検討します。	秘書広報課
庁内推進体制の整備	庁内推進組織である男女共同参画推進本部を中心に、全庁で総合的かつ効果的に施策を推進します。	秘書広報課

#### 施策②市民参画の促進

具体的な取り組み	内 容	担当課
市民団体などとの連携による事業の実施	男女共同参画に関する講演会や市政に関する講座などを男女共同参画推進団体のネットワークである「新城まちづくりネット」などと連携して実施します。	秘書広報課
人材バンクの登録	女性人材バンク制度を実施し、市政に参画できる人材の情報を収集し、情報提供します。	秘書広報課
男女共同参画推進に関する人材の育成	「愛知県男女共同参画社会支援セミナー」などの情報提供をし、地域の男女共同参画の推進役となる人材の育成に努めます。	秘書広報課

### 施策③市民意識調査の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画に関する市民意識調査の内容を検討して回収率の増を図ります。	秘書広報課



## 第3章 推進施策数值目標一覽

## 推進施策数値目標一覧

体系番号	項目名	目標年度	数値目標	担当課
1-1-①	男女共同参画社会づくりに関する講演会などの参加者満足度	26年度	74.0%以上	秘書広報課
1-1-①	講演会等への新参加者数	26年度	10.0%	秘書広報課
1-2-①	男性を対象とした講座の参加者満足度	26年度	74.0%以上	秘書広報課
1-5-①	人権や女性問題に関する講演会・講座の参加者満足度	26年度	74.0%以上	秘書広報課
1-5-①	講演会等への新参加者数	26年度	10.0%	文化課 秘書広報課
2-1-①	審議会などへの女性委員の登用割合	27年度	30.0%	全課
2-1-③	人材育成講座など参加者満足度	26年度	70.0%	秘書広報課
2-1-③	人材育成セミナーへの市民派遣	26年度	1人	秘書広報課
2-3-①	各国語情報紙の発行	26年度	4回	企画課
2-3-②	高校生の海外派遣	25年度	15人	企画課
2-3-②	外国人との市民交流事業開催数	26年度	1回	企画課
2-3-②	在住外国人の相談件数	26年度	30件	企画課
2-3-②	外国語講座参加者数	26年度	80人	企画課
2-3-②	国際理解講演会開催数	26年度	2回	企画課
2-4-②	防災学習ホール入館者数	27年度	5,000人	防災対策課
2-6-②	「チャレンジ25新城」への登録者数	27年度	2,600人	環境課
3-1-①	延長保育実施加所数	26年度	7加所	児童課

体系番号	項目名	目標年度	数値目標	担当課
3-1-①	一時保育実施カ所数	26年度	3カ所	児童課
3-1-①	放課後児童クラブ実施カ所数	26年度	13カ所	児童課
3-1-②	子どもの出生時における父親の出生 休暇取得率	26年度	100%	人事課
3-1-②	市役所における育児休業取得率	26年度	男性 10% 女性 100%	人事課
4-1-①	健康相談実施回数	27年度	155回	健康課
4-1-①	健康教室開催数	27年度	80回	健康課
4-1-②	妊婦健康診査助成延回数	27年度	3,600回	健康課
4-1-②	乳児健康診査助成延回数	27年度	450回	健康課
4-1-②	乳児家庭訪問実施率	27年度	100%	健康課
4-1-②	不妊治療費助成数	27年度	20組	健康課
4-3-①	障害者の自立支援や福祉対策	26年度	60.0%	福祉課





第 4 章  
參考資料

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協

力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 新城市男女共同参画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 新城市の男女共同参画社会の形成に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、新城市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議を行う。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び改定に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画プランの推進状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 男女共同参画プランの推進について、必要に応じて市長に報告する。
- (5) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 各種団体及び機関から推薦を受けた者
- (2) 企業、事業所等から推薦を受けた者
- (3) 男女共同参画に関する専門的な知識を有する者
- (4) 一般公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 協議会に会長を置き、委員の互選により定め、会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名とする。

5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 新城市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新城市の男女共同参画社会の形成の促進に関して、総合的かつ効果的な施策をまとめ、新城市男女共同参画プランを策定するため、新城市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) プランの策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画部長
- (2) 秘書広報課長
- (3) 秘書広報課職員
- (4) 公募又は推薦による市民10人以内

2 委員会に委員長を置き、企画部長をもって充て、委員会を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議等)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、秘書広報課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

## 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県
昭 47 (1972)	国連総会で 1975 年を国際婦人年とすることを宣言		
昭 49 (1974)	国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択	外務省「国際婦人年のための関係各省庁連絡会議」を設置	
昭 50 (1975)	メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」を開催し、「世界行動計画」を採択 国連総会は、1976 年から 1985 年を「国連婦人の 10 年」とすること等を決定	衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択 「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」設置を閣議口頭了解	
昭 51 (1976)	ILO 事務局に婦人労働問題担当室が新設	育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）の施行	「青少年婦人室」設置 「愛知県婦人関係行政推進会議」設置
昭 52 (1977)	ILO 第 63 回総会で看護職員条約ならびに勧告を採択	婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定	「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成（平成 3 年度まで毎年）
昭 53 (1978)		総理府「国内行動計画第 1 回報告書—婦人の施策と現状—」を公表	「愛知県地方計画・推進計画`78～`80」に婦人の項目を設ける 婦人労働サービスセンター開設
昭 54 (1979)	国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」を採択	法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表	母子福祉会館開館 婦人国際交流事業実施
昭 55 (1980)	「国連婦人の 10 年 1980 年世界会議」をコペンハーゲン（デンマーク）で開催・・・「国連婦人の 10 年」後半期行動プログラムの採択	総理府「国内行動計画第 2 回報告書—婦人の施策と現状—」を公表 総理府「国連婦人の 10 年 中間年 全国会議」を開催	
昭 56 (1981)	「女子差別撤廃条約」発効	婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定	「婦人情報資料コーナー」開設（県民サービスセンター内）
昭 59 (1984)	「国連婦人の 10 年 ESCAP 地域会議」東京で開催	文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出	市町村婦人対策推進事業費補助制度開始 婦人地域活動者表彰制度開始
昭 60 (1985)	「国連婦人の 10 年世界会議」開催・・・西暦 2000 年に向けてのナイロビ将来戦略採択	男女雇用機会均等法成立 女子差別撤廃条約批准	「国連婦人の 10 年」記念事業実施
昭 61 (1986)		婦人問題企画推進有識者会議 男女雇用機会均等法施行	地域婦人フォーラム実施
昭 62 (1987)		婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	女性グループ活動交流事業開始
平 元 (1989)			「あいち女性プラン」策定
平 3 (1991)		育児休業法成立 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定	あいち女性プラン推進研究会設置
平 4 (1992)		育児休業法施行 婦人問題担当大臣が任命される	市町村女性行政担当者研修会開始
平 5 (1993)	世界人権会議（ウィーン）	第 4 回世界女性会議日本国内委員会設置	「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定

年	世界	日本	愛知県
平6 (1994)	女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第2・3回)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「あいち農山漁村女性プラン」策定
平7 (1995)	「第4回世界女性会議」開催・・・「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	育児・介護休業法成立	「第4回世界女性会議」記念事業実施
平8 (1996)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「あいち女性プラン」研究会設置 愛知県女性総合センター開館
平9 (1997)		男女共同参画審議会設置法施行	「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
平10 (1998)		「男女共同参画社会基本法について」答申	「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)
平11 (1999)		男女共同参画社会基本法成立・施行	「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催(総理府共催)
平12 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク国連本部)	「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平13 (2001)		男女共同参画会議設置 中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 第1回男女共同参画週間	「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
平14 (2002)		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行	愛知県男女共同参画推進条例施行 愛知県男女共同参画審議会発足 愛知県男女共同参画相談委員制度発足 男女共同参画月間制定
平15 (2003)		次世代育成支援対策推進法及び少子化対策基本法成立	「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 男女共同参画フォーラム開催
平16 (2004)		「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定
平17 (2005)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク国連本部)	「女性の再チャレンジプラン」策定 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平18 (2006)	第50回国連婦人の地位委員会開催(「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など)(ニューヨーク国連本部)	男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定

年	世界	日本	愛知県
平 19 (2007)		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (平 20.1 施行)	女性のチャレンジ支援事業「女性のチャレンジ相談」実施
平 20 (2008)		「仕事と生活の調和推進室」設置	
平 20 (2008)	第 52 回国連婦人の地位委員会開催 (「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」など) (ニューヨーク国連本部)	「仕事と生活の調和推進室」設置 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 次世代育成支援対策推進法改正 (平成 21 年 4 施行)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定
平 21 (2009)	第 53 回国連婦人の地位委員会開催 (「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など) (ニューヨーク国連本部)	「育児・介護休業法」改正 (平成 22 年 6 月施行)	
平 22 (2010)	第 54 回国連婦人の地位委員会<「北京+15」記念会合>開催 (「北京宣言及び行動綱領など」) (ニューヨーク国連本部)	第 3 次男女共同参画基本計画閣議決定	「あいち はぐみんプラン」策定
平 23 (2011)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (略称: UN Women)」正式発足		「あいち男女共同参画プラン 2011 - 2015 ~多様性に富んだ活力ある社会をめざして~」策定

## 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県
昭 47 (1972)	国連総会で 1975 年を国際婦人年とすることを宣言		
昭 49 (1974)	国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択	外務省「国際婦人年のための関係各省庁連絡会議」を設置	
昭 50 (1975)	メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」を開催し、「世界行動計画」を採択 国連総会は、1976 年から 1985 年を「国連婦人の 10 年」とすること等を決定	衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択 「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」設置を閣議口頭了解	
昭 51 (1976)	ILO 事務局に婦人労働問題担当室が新設	育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）の施行	「青少年婦人室」設置 「愛知県婦人関係行政推進会議」設置
昭 52 (1977)	ILO 第 63 回総会で看護職員条約ならびに勧告を採択	婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定	「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成（平成 3 年度まで毎年）
昭 53 (1978)		総理府「国内行動計画第 1 回報告書—婦人の施策と現状—」を公表	「愛知県地方計画・推進計画`78～`80」に婦人の項目を設ける 婦人労働サービスセンター開設
昭 54 (1979)	国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」を採択	法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表	母子福祉会館開館 婦人国際交流事業実施
昭 55 (1980)	「国連婦人の 10 年 1980 年世界会議」をコペンハーゲン（デンマーク）で開催・・・「国連婦人の 10 年」後半期行動プログラムの採択	総理府「国内行動計画第 2 回報告書—婦人の施策と現状—」を公表 総理府「国連婦人の 10 年 中間年 全国会議」を開催	
昭 56 (1981)	「女子差別撤廃条約」発効	婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定	「婦人情報資料コーナー」開設（県民サービスセンター内）
昭 59 (1984)	「国連婦人の 10 年 ESCAP 地域会議」東京で開催	文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出	市町村婦人対策推進事業費補助制度開始 婦人地域活動者表彰制度開始
昭 60 (1985)	「国連婦人の 10 年世界会議」開催・・・西暦 2000 年に向けてのナイロビ将来戦略採択	男女雇用機会均等法成立 女子差別撤廃条約批准	「国連婦人の 10 年」記念事業実施
昭 61 (1986)		婦人問題企画推進有識者会議 男女雇用機会均等法施行	地域婦人フォーラム実施
昭 62 (1987)		婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	女性グループ活動交流事業開始
平 元 (1989)			「あいち女性プラン」策定
平 3 (1991)		育児休業法成立 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定	あいち女性プラン推進研究会設置
平 4 (1992)		育児休業法施行 婦人問題担当大臣が任命される	市町村女性行政担当者研修会開始
平 5 (1993)	世界人権会議（ウィーン）	第 4 回世界女性会議日本国内委員会設置	「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定

年	世界	日本	愛知県
平 6 (1994)	女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議 (第 2・3 回)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「あいち農山漁村女性プラン」策定
平 7 (1995)	「第 4 回世界女性会議」開催・・・「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	育児・介護休業法成立	「第 4 回世界女性会議」記念事業実施
平 8 (1996)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「あいち女性プラン」研究会設置 愛知県女性総合センター開館
平 9 (1997)		男女共同参画審議会設置法施行	「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定
平 10 (1998)		「男女共同参画社会基本法について」答申	「愛知 2010 計画」策定 (分野別計画に男女共同参画を位置づけ)
平 11 (1999)		男女共同参画社会基本法成立・施行	「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催 (総理府共催)
平 12 (2000)	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク国連本部)	「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画懇話会提言「21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平 13 (2001)		男女共同参画会議設置 中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 第 1 回男女共同参画週間	「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定
平 14 (2002)		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行	愛知県男女共同参画推進条例施行 愛知県男女共同参画審議会発足 愛知県男女共同参画相談委員制度発足 男女共同参画月間制定
平 15 (2003)		次世代育成支援対策推進法及び少子化対策基本法成立	「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 男女共同参画フォーラム開催
平 16 (2004)		「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定
平 17 (2005)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) 開催 (ニューヨーク国連本部)	「女性の再チャレンジプラン」策定 男女共同参画基本計画 (第 2 次) 閣議決定	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平 18 (2006)	第 50 回国連婦人の地位委員会開催 (「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など) (ニューヨーク国連本部)	男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定

年	世界	日本	愛知県
平 19 (2007)		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (平 20.1 施行)	女性のチャレンジ支援事業「女性のチャレンジ相談」実施
平 20 (2008)		「仕事と生活の調和推進室」設置	
平 20 (2008)	第 52 回国連婦人の地位委員会開催 (「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」など) (ニューヨーク国連本部)	「仕事と生活の調和推進室」設置 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 次世代育成支援対策推進法改正 (平成 21 年 4 施行)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定
平 21 (2009)	第 53 回国連婦人の地位委員会開催 (「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など) (ニューヨーク国連本部)	「育児・介護休業法」改正 (平成 22 年 6 月施行)	
平 22 (2010)	第 54 回国連婦人の地位委員会<「北京+15」記念会合>開催 (「北京宣言及び行動綱領など」) (ニューヨーク国連本部)	第 3 次男女共同参画基本計画閣議決定	「あいち はぐみんプラン」策定
平 23 (2011)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (略称: UN Women)」正式発足		「あいち男女共同参画プラン 2011 - 2015 ~多様性に富んだ活力ある社会をめざして~」策定

新城市男女共同参画プラン  
中期（2012～2015）

平成24年 2月  
新城市企画部秘書広報課

〒441-1392

新城市字東入船 6-1

TEL 0536-23-7623

FAX 0536-23-7296

E-mail [hisho-2@city.shinshiro.lg.jp](mailto:hisho-2@city.shinshiro.lg.jp)

URL <http://www.city.shinshiro.lg.jp>